

市の外郭団体のあり方に関する提言

平成22年1月26日

対馬市外郭団体経営検討委員会

目次

I 背景

1	外郭団体を取りまく国の動向	1
2	対馬市の取り組み状況	2
3	対馬市外郭団体経営検討委員会	3

II 経営改革を検討する対象とした団体

1	基本的な考え方	4
2	経営改革を検討する対象とした団体	4
3	市が出資等を行っている法人一覧	5
4	経営改革を検討する対象とした団体の選定	7
5	経営改革を検討する対象とした団体の形態	8
6	貸借対照表の状況	9
7	損益計算書（収支決算書）の状況①	10
8	損益計算書（収支決算書）の状況②	11

III 経営改革の検討

1	調査の視点	12
2	評価・調査項目	12
3	抜本的処理策検討のフローチャート	13

IV 経営改革の方向性

1	総論	・・・・・・・・	14
2	評価・検証結果に基づく団体の方向性	・・・・・・・・	17
3	集中改革の対象期間	・・・・・・・・	17
4	外郭団体別の経営改革の経過と今後の方向性	・・・・・・・・	18
5	外郭団体別の概要及び評価・検証の結果	・・・・・・・・	19
No.1	株式会社 対馬国際ライン	・・・・・・・・	21
No.2	株式会社 カミレイ	・・・・・・・・	25
No.3	株式会社 まちづくり巖原	・・・・・・・・	29
No.4	財団法人 対馬国際交流協会	・・・・・・・・	33
No.5	財団法人 巖原愛育会	・・・・・・・・	37
No.6	財団法人 美津島町振興公社	・・・・・・・・	41
No.7	財団法人 美津島町担い手公社	・・・・・・・・	45
No.8	財団法人 豊玉町振興公社	・・・・・・・・	49
No.9	財団法人 峰町総合開発公社	・・・・・・・・	53
No.10	財団法人 上県町産業開発公社	・・・・・・・・	57
No.11	財団法人 上対馬町振興公社	・・・・・・・・	61
No.12	社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会	・・・・・・・・	65
No.13	対馬観光物産協会	・・・・・・・・	69
■	制度及び用語等の解説	・・・・・・・・	73

1 外郭団体を取りまく国の動向

- 地方分権改革は平成5年6月の「地方分権の推進に関する決議（衆参両院）」から始まり、平成12年4月に国と地方の関係を従来の上下・主従の関係から対等・協力の関係に改めるため、機関委任事務制度の廃止、国の関与の見直し、権限移譲の推進などを目的に地方自治法をはじめとする475件の法律改正を行う地方分権一括法が施行されました。平成14年6月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、「改革なくして成長なし」、「民間でできることは民間に、地方にできることは地方に」との考えにより質の高い小さな政府の実現に向け、地方の行財政改革について、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するため、国から地方への補助金の削減、地方交付税の見直しとともに、税源を国から地方に移譲するなどの三位一体の改革が推進され、地方分権型行政システムへの移行は一層加速したところです。
- 平成15年6月の地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、委託先が市の出資法人や公共的団体等に限定されていた地方自治体の「公の施設」の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。
- 平成20年4月には、地方財政再建促進特別措置法では、地方自治体の財政悪化を早期発見できないという構造的欠陥があったため、財政再建制度が見直され、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行（平成21年4月から全面施行）されました。この制度は19年度決算から適用され、健全化判断比率の4つの指標のうちの1つである将来負担比率には、地方公社、第三セクターの負債・債務のうち一定部分が一般会計等負担見込額として算入されることになりました。
- このような状況のもと、政府は「経済財政改革の基本方針2008」において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」ことを要請しています。国のガイドラインでは、地方公共団体としては経営が著しく悪化した第三セクター等について、その存廃も含めた改革に関し、年限を区切った措置として「平成20年度までに外部専門家等で構成される『経営検討委員会』を設置し、評価検討を行う。」こと及び「その検討結果を踏まえて、平成21年度までに『改革プラン』を策定する」ことなどが要請されたところです。
- また、平成20年12月に債務調整等に関する調査研究会がまとめた「第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書」においても、第三セクター等について責任を明確化するための方策やその責任を踏まえた当該第三セクター等の処理方策等が示されています。
- 同じく、平成20年12月に民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与することや主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題を解決することを目的に新公益法人制度が創設されました。これにより、特例民法法人（従来の公益法人）は、25年11月末までに公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行の手続きを行うこととされています。（手続きを行わない場合は、解散とみなされます。）
- 以上のように、外郭団体を取りまく環境は「民間でできることは民間に委ねる」ことを指標として、国・地方公共団体が関与する場合においても、事業内容の見直しや経営責任の明確化による健全で透明性の高い経営体制の確立が求められているところです。

2 対馬市の取り組み状況

市においては、地方分権型社会にふさわしい、市民の視点にたった柔軟で活力ある行財政システムの構築を図るための改革方策について、平成17年8月に「対馬市行財政改革推進委員会」から最終答申を受けました。答申に基づき、対馬市行財政改革大綱（平成17年11月）及びその実施計画を策定し、“アジアに発信する歴史海道都市 対馬”の実現を目指していますが、税収などの自主財源比率が低く、地方交付税など、国の制度に依存した体質にあり、逼迫した財政状況が続いています。地元経済の成長、市民の生活水準の向上などを前提としつつ、健全で堅実な行財政運営のシステムを確立するため、市では継続的に行財政改革を推進しているところです。

■ 対馬市の財政状況(普通会計)

単位:億円

区 分	H15年度 決算	H16年度 決算	H17年度 決算	H18年度 決算	H19年度 決算	H20年度 決算
歳入総額	458	376	352	377	315	308
うち地方債	79	62	53	59	39	33
歳出総額	450	370	346	368	302	299
うち公債費	62	62	68	89	75	70
基金現在高	46	39	29	18	21	27
地方債現在高	633	641	639	621	596	569

※ 基金:財政調整基金、減債基金、振興基金

外郭団体については、行財政改革推進委員会からの最終答申に基づき、市が出資・出せん等を行っている外郭団体はその経営によっては、市の財政運営に与える影響が大きいことから、「外郭団体の見直しに関する指針(平成17年10月)及びその見直し計画」を策定すると共に、平成18年2月には「対馬市外郭団体経営検討委員会」を設置して、団体そのもののあり方や市の団体への関与のあり方について明らかにするため、継続的に各外郭団体の点検・評価を実施してきました。

「外郭団体の見直しに関する指針及びその見直し計画」による取り組み期間は平成17年度から21年度までの5年間を外郭団体の集中改革期間として、団体の整理統合、自主性・自立性の高い経営改善に向けた取り組みを推進してきました。見直しの対象とした外郭団体は市が25%以上出資し、かつ、筆頭出資である12団体及び継続的に多額の財政支援を行っている2団体、合わせて14団体を対象として、存廃も含めて、抜本的な見直しに取り組んでいます。

■ 見直し計画の取り組み状況(平成17年度~21年度)

No.	団 体 名	計 画 の 方 向 性	取 り 組 み 状 況
1	(株)対馬国際ライン	廃止を検討	・平成19年度に団体の解散に向けた市の考え方を提示。
2	(株)カミレイ	経営努力を行いつつ継続	・経営状況は良好 ・一層の経営努力
3	(株)まちづくり厳原	経営努力を行いつつ継続	・管理経費の節減
4	(財)対馬国際交流協会	経営努力を行いつつ継続	・人件費等の経費節減
5	(財)厳原愛育会	廃止を検討	・方向性は検討段階 ・保育所再配置計画との連携
6	(財)美津島町振興公社	存廃も含めた抜本的な経営改善が必要	・平成22年3月、解散準備中
7	(財)美津島町担い手公社	統合を検討	・平成21年9月合併契約締結 ・平成22年3月登記
8	(財)豊玉町振興公社	経営努力を行いつつ継続	・新商品開発 ・職員1名退職後、不補充
9	(財)峰町総合開発公社	統合を検討	・平成21年9月合併契約締結 ・平成22年3月登記
10	(財)上県町産業開発公社	統合を検討	・平成21年9月合併契約締結 ・平成22年3月登記
11	(財)上対馬町振興公社	廃止を検討	・経営改善に取り組んでいる。 ・経営状況は厳しい
12	(社福)対馬市社会福祉協議会	経営努力を行いつつ継続	・職員給与5%カット(市に準ずる。) ・平成19年3月、豊玉支所廃止
13	対馬観光物産協会	存廃も含めた抜本的な経営改善が必要	・本所と厳原支部の事務所の一本化
14	(株)対馬物産開発	存廃も含めた抜本的な経営改善が必要	・平成20年7月、破産手続き開始 ・平成21年7月、破産手続き終結

3 対馬市外郭団体経営検討委員会

平成18年2月に「外郭団体の見直しに関する指針」に基づき、当該外郭団体の見直しに関する事項を検討することを目的に「対馬市外郭団体経営検討委員会」を設置し、7名の庁内委員により外郭団体の見直し計画の進捗状況の評価・検証を実施してきました。

今回、総務省から示されたガイドラインでは、経営が著しく悪化しているおそれがある第三セクター等（外郭団体）に出資、出えん又は損失補償等の財政支援を行っている地方公共団体は、第三セクター等の経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営改革策の検討を行うこと、委員会の設置にあたっては、デュー・デリジェンスの専門家、公認会計士、弁護士等の経営や債務整理に関する有識者、学識経験者等の外部専門家の積極的な活用を図ることが助言されています。市では以上のことを踏まえて、現存する外郭団体経営検討委員会に債務整理に関する有識者や学識経験者である外部専門家に参画いただき、委員会の再編を図りました。

委員会では、国の第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、市の外郭団体のうち、経営が著しく悪化しているおそれがある外郭団体を幅広く対象として、所要の評価・検討を行い、平成22年1月に外郭団体ごとに必要な改革案を検討し、委員会の提言としてまとめました。今後は、提言を基に策定される『改革プラン』の実施状況の点検・評価を継続的に行います。

■ 委員名簿

平成21年4月1日以降

No.	役職	所 属	委 員 名			
			4月1日	12月1日異動	1月1日異動	1月1日現在
1	委員長	対馬市 副市長	齋藤 勝行			齋藤 勝行
2	副委員長	対馬市 副市長	大浦 義光			大浦 義光
3	委員	対馬ひまわり基金 法律事務所 弁護士	廣部 俊介	井口 夏貴		井口 夏貴
4	委員	税理士法人 ワイズマン 職員	中島 徹也			中島 徹也
5	委員	対馬市商工会 経営支援課長	安野 堅一郎			安野 堅一郎
6	委員	対馬市 観光物産推進本部長	廣田 宗雄		本石 健一郎	本石 健一郎
7	委員	対馬市 総務企画部長	永尾 榮啓		平山 秀樹	平山 秀樹
8	委員	対馬市 福祉保健部長	扇 照幸			扇 照幸
9	委員	対馬市 農林水産部長	川本 治源		比田勝 尚喜	比田勝 尚喜
10	委員	対馬市 地域再生推進本部長	松原 敬行		永尾 榮啓	永尾 榮啓

■ 提言書策定までの委員会の流れ

No.	日 程	会 議 名 等	内 容
1	21年 4月 22日	第1回委員会	対馬市外郭団体経営検討委員会の取り組みについて
2	21年 7月 7日	第2回委員会	各団体の個別ヒアリング(6団体)
3	21年 8月 11日	第3回委員会	各団体の個別ヒアリング(7団体)
4	21年 10月 7日	第4回委員会	各団体の方向性について
5	21年 11月 18日	第5回委員会	各団体の方向性について
6	22年 1月 14日	第6回委員会	提言書の作成について
7	22年 1月 26日	提言書提出	市長へ提言

II 経営改革を検討する対象とした団体

1 基本的な考え方

市が出資等を行っている法人数は、出資・出えんにより権利を有するもの34団体、有価証券により権利を有するもの7団体、計41団体を数えます。（5ページ：市が出資等を行っている法人一覧）

経営改革を検討する対象とした団体については、市が平成17年度から取り組んでいる外郭団体の見直し状況を加味しつつ、国のガイドラインに示されている外郭団体（第三セクター等）の定義を基に、市が25%以上出資等を行っている団体、市が損失補償等の財政支援を行っている団体、市が経営に実質的に主導的な立場を確保している団体のうち、13団体を対象としました。（7ページ：経営改革を検討する対象とした団体の選定）

■第三セクター等(外郭団体)の定義(国のガイドラインより)

- ・地方公共団体が25%以上を出資又は出えんしている法人
- ・地方公共団体が損失補償等の財政支援を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人

2 経営改革を検討する対象とした団体

No.	団体名	市が25%以上出資している団体	市が損失補償等の財政支援を行っている団体	市が経営に実質的に主導的な立場を確保している団体
1	(株) 対馬国際ライン	○	○	
2	(株) カミレイ	○		
3	(株) まちづくり厳原	○		
4	(財) 対馬国際交流協会	○	○	○
5	(財) 厳原愛育会	○	○	○
6	(財) 美津島町振興公社	○	○	○
7	(財) 美津島町担い手公社	○	○	○
8	(財) 豊玉町振興公社	○	○	○
9	(財) 峰町総合開発公社	○	○	○
10	(財) 上県町産業開発公社	○	○	○
11	(財) 上対馬町振興公社	○	○	○
12	(社福) 対馬市社会福祉協議会		○	
13	対馬観光物産協会		○	○
計		13団体		

3 市が出資等を行っている法人一覧

■ 平成19年度(対馬市一般会計歳入歳出決算書より)

区分	団体名	資本金・ 基本金 (千円)	市の出資による権利		市が25% 以上の出資 又は出えん している法人	
			19年度決算 現在高 (千円)	出資割合		
出資金・ 出えん金	1	長崎県漁業信用基金協会	4,049,258	58,450	1.44%	
	2	(財)長崎県町村社会福祉振興財団	20,022	1,692	8.45%	
	3	長崎県市町村土地開発公社	94,213	8,735	9.27%	
	4	長崎県農業信用基金協会	3,003,570	12,060	0.40%	
	5	長崎県離島医療圏組合	300,000	1,978	0.66%	
	6	(財)長崎県腎不全対策基金	300,000	2,358	0.79%	
	7	(社)長崎県水産開発協会	40,600	1,800	4.43%	
	8	(財)長崎県農業後継者育成基金	1,020,019	4,060	0.40%	
	9	(財)長崎県救急医療財団	200,715	3,212	1.60%	
	10	対馬森林組合	76,000	9,174	12.07%	
	11	(社)対馬林業公社	11,040	420	3.80%	
	12	(財)豊玉町振興公社	5,000	5,000	100.00%	○
	13	(財)厳原愛育会	1,000	1,000	100.00%	○
	14	長崎県地域福祉振興基金	300,000	6,400	2.13%	
	15	(株)まちづくり厳原	82,370	50,000	60.70%	○
	16	(財)対馬国際交流協会	1,000	1,000	100.00%	○
	17	(財)長崎県離島航空振興基金	123,000	214	0.17%	
	18	(財)対馬栽培漁業振興公社	1,009,000	509,000	50.45%	○
	19	長崎県信用保証協会	19,421,761	30,280	0.16%	
	20	(財)長崎県地域経営センター	686,635	480	0.07%	
	21	(財)長崎県腎臓バンク	300,000	2,696	0.90%	
	22	(財)長崎県すこやか長寿財団	202,122	2,780	1.38%	
	23	(財)長崎県暴力追放県民会議	729,000	4,605	0.63%	
	24	(財)ふるさと情報センター	1,287,000	500	0.04%	
	25	(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	1,020,019	22,729	2.23%	
	26	(財)長崎県国際交流協会	843,000	2,103	0.25%	
	27	(社福)対馬市社会福祉協議会	6,100	900	14.75%	
	28	(財)美津島町担い手公社	50,500	50,000	99.01%	○
	29	(財)長崎県畜産協会	-	100		
	30	(財)峰町総合開発公社	70,000	69,500	99.29%	○
	31	(社)長崎県園芸農業経営安定基金協会	80,000	400	0.50%	
	32	(財)上対馬町振興公社	1,000	1,000	100.00%	○
	33	(財)上県町産業開発公社	30,000	29,500	98.33%	○
	34	(財)美津島町振興公社	1,000	1,000	100.00%	○
	小計		895,126		10	
有価証券	35	(株)十八銀行	24,404,000	2,714	0.01%	
	36	九州郵船(株)	200,000	3,062	1.53%	
	37	対馬空港ターミナルビル(株)	120,000	34,800	29.00%	○
	38	オリエンタルエアブリッジ(株)	1,072,000	400	0.04%	
	39	(株)対馬物産開発	99,900	77,400	77.48%	○
	40	(株)対馬国際ライン	138,300	100,000	72.31%	○
	41	(株)カミレイ	10,000	5,000	50.00%	○
	小計		223,376		4	
計	41		1,118,502		14	

■ 平成20年度(対馬市一般会計歳入歳出決算書より)

区分	団体名	資本金・ 基本金 (千円)	市の出資による権利		備考
			20年度決算 現在高 (千円)	出資割合	
出 資 金 ・ 出 え ん 金	1	長崎県漁業信用基金協会	4,049,258	58,450	1.44%
	2	(財)長崎県町村社会福祉振興財団	20,022	1,692	8.45%
	3	長崎県農業信用基金協会	3,003,570	12,060	0.40%
	4	長崎県離島医療圏組合	300,000	1,978	0.66%
	5	(財)長崎県腎不全対策基金	300,000	2,358	0.79%
	6	(社)長崎県水産開発協会	40,600	1,800	4.43%
	7	(財)長崎県農業後継者育成基金	1,020,019	4,060	0.40%
	8	(財)長崎県救急医療財団	200,715	3,212	1.60%
	9	対馬森林組合	76,000	9,174	12.07%
	10	(社)対馬林業公社	11,040	420	3.80%
	11	(財)豊玉町振興公社	5,000	5,000	100.00%
	12	(財)厳原愛育会	1,000	1,000	100.00%
	13	長崎県地域福祉振興基金	300,000	6,400	2.13%
	14	(株)まちづくり厳原	82,370	50,000	60.70%
	15	(財)対馬国際交流協会	1,000	1,000	100.00%
	16	地方公営企業等金融機構	16,602,100	3,500	0.02%
	17	(財)長崎県離島航空振興基金	123,000	214	0.17%
	18	(財)対馬栽培漁業振興公社	1,009,000	509,000	50.45%
	19	長崎県信用保証協会	19,421,761	30,280	0.16%
	20	(財)長崎県地域経営センター	686,635	480	0.07%
	21	(財)長崎県腎臓バンク	300,000	2,696	0.90%
	22	(財)長崎県すこやか長寿財団	202,122	2,780	1.38%
	23	(財)長崎県暴力追放県民会議	729,000	4,605	0.63%
	24	(財)ふるさと情報センター	1,287,000	500	0.04%
	25	(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	1,020,019	22,729	2.23%
	26	(財)長崎県国際交流協会	843,000	2,103	0.25%
	27	(社福)対馬市社会福祉協議会	6,100	900	14.75%
	28	(財)美津島町担い手公社	50,500	50,000	99.01%
	29	(財)長崎県畜産協会	-	100	
	30	(財)峰町総合開発公社	70,000	69,500	99.29%
	31	(社)長崎県園芸農業経営安定基金協会	80,000	400	0.50%
	32	(財)上対馬町振興公社	1,000	1,000	100.00%
	33	(財)上県町産業開発公社	30,000	29,500	98.33%
	34	(財)美津島町振興公社	1,000	1,000	100.00%
	小 計			889,891	
有 価 証 券	35	(株)十八銀行	24,404,000	2,714	0.01%
	36	九州郵船(株)	200,000	3,062	1.53%
	37	対馬空港ターミナルビル(株)	120,000	34,800	29.00%
	38	オリエンタルエアブリッジ(株)	1,072,000	400	0.04%
	39	(株)対馬物産開発	99,900	77,400	77.48%
	40	(株)対馬国際ライン	138,300	100,000	72.31%
	41	(株)カミレイ	10,000	5,000	50.00%
	小 計			223,376	
計	41			1,113,267	

4 経営改革を検討する対象とした団体の選定

区分	市が25%以上の出資又は 出えんしている団体				市が損失補償等の財政 支援を行っている団体				市が経営に実質的に主導的 な立場を確保している団体		経営改革 を検討す る対象と した団体
	資本金 基本金	市の出 資・出え ん額	市の出 資・出え ん割合	損失補償	補助金	継続的な支出 委託料	貸付金	市の職員が 代表者と なっている 団体	その他		
1 (株)対馬国際ライン	138,300	100,000	72.31%		0	380		該当			対象
2 (株)カミレイ	10,000	5,000	50.00%		0	0					対象
3 (株)まちづくり厳原	82,370	50,000	60.70%		0	0					対象
4 (財)対馬国際交流協会	1,000	1,000	100.00%		8,158	0		該当	事務局 (市職員)		対象
5 (財)厳原愛育会	1,000	1,000	100.00%		57,153	0		該当	理事長 (副市長) 事務局 (市職員)		対象
6 (財)美津島町振興公社	1,000	1,000	100.00%		2,720	33,378		該当	理事長 (市職員)		対象
7 (財)美津島町担い手公社	50,500	50,000	99.01%		6,918	1,522		該当	理事長 (市職員)		対象
8 (財)豊玉町振興公社	5,000	5,000	100.00%		0	0	13,700	該当	事務局 (市職員)		対象
9 (財)峰町総合開発公社	70,000	69,500	99.29%		4,370	2,752		該当	理事長 (市職員)		対象
10 (財)上県町産業開発公社	30,000	29,500	98.33%		4,016	9,175		該当	理事長 (市職員)		対象
11 (財)上対馬町振興公社	1,000	1,000	100.00%		0	19,620		該当	理事長 (市職員)		対象
12 (社福) 対馬市社会福祉協議会	6,100	900	14.75%		116,745	26,160		該当			対象
13 対馬観光物産協会					18,895	0		該当	事務局 (市職員)		対象
14 (株)対馬物産開発 ※1	99,900	77,400	77.48%	該当							対象外
15 (社)対馬林業公社 ※2	11,040	420	3.80%	1,692,235			1,260,504	該当			対象外
16 対馬空港ターミナルビル(株) ※2	120,000	34,800	29.00%	該当							対象外
17 (財)対馬栽培漁業振興公社 ※2	1,009,000	509,000	50.45%	該当							対象外

※1 (株)対馬物産開発について → 平成20年7月に長崎地裁厳原支部に破産を申請し、平成21年7月に破産手続きが終結しているため除外。

※2 (社)対馬林業公社、対馬空港ターミナルビル(株)及び(財)対馬栽培漁業振興公社について → 県の「第2次出資団体見直し方針」の対象団体であるため除外。

5 経営改革を検討する対象とした団体の形態

- 市が25%以上出資・出えんしている団体のうち
- 市が損失補償等の財政支援を行っている団体のうち
- 市が経営に実質的に主導的な立場を確保している団体のうち

計13団体

根拠法	旧	商法	①	(株)	対馬国際ライン	市	地域振興課
	現	会社法 (平成18年5月1日施行)	②	(株)	カミレイ	市	上対馬C地域支援課 (水産振興課)
			③	(株)	まちづくり蔵原	市	地域振興課

■ 新公益法人制度による移行手続きが必要な法人

- ・移行期間 平成20年12月1日～平成25年11月末日
- ・移行期間の終了後に認定または認可が得られなかった場合は解散

根拠法	旧	民法 (第34条)	④	(財)	対馬国際交流協会	市	観光物産推進本部
	現	法人法、認定法、整備法 (平成20年12月1日施行)	⑤	(財)	蔵原愛育会	市	福祉課
⑥			(財)	美津島町振興公社	市	美津島C地域支援課	
⑦			(財)	美津島町担い手公社	市	美津島C地域支援課 (農林振興課)	
⑧			(財)	豊玉町振興公社	市	豊玉C地域支援課 (水産振興課)	
⑨			(財)	峰町総合開発公社	市	峰C地域支援課 (農林振興課)	
⑩			(財)	上県町産業開発公社	市	上県C地域支援課 (農林振興課)	
⑪			(財)	上対馬町振興公社	市	上対馬C地域支援課	

根拠法	社会福祉法 (第22条)	⑫	(社福)	対馬市社会福祉協議会	市	福祉課
-----	--------------	---	------	------------	---	-----

根拠法	任意団体	⑬		対馬観光物産協会	市	観光物産推進本部
-----	------	---	--	----------	---	----------

6 貸借対照表の状況

(単位:千円)

No.	団 体 名	事業年度	資産 ①	負債 ②	純資産 ③(①-②)
1	(株) 対馬国際ライン	平成18年度	14,521	318	14,203
		平成19年度	13,471	43	13,428
		平成20年度	9,918	582	9,336
2	(株) カミレイ	平成18年度	46,507	32,823	13,684
		平成19年度	51,390	32,843	18,547
		平成20年度	44,709	23,084	21,625
3	(株) まちづくり巖原	平成18年度	437,021	409,513	27,508
		平成19年度	414,409	350,195	64,214
		平成20年度	415,892	333,294	82,598
4	(財) 対馬国際交流協会	平成18年度	4,245	1,502	2,743
		平成19年度	4,063	1,933	2,130
		平成20年度	4,389	2,232	2,157
5	(財) 巖原愛育会	平成18年度	0	0	0
		平成19年度	0	0	0
		平成20年度	0	0	0
6	(財) 美津島町振興公社	平成18年度	4,428	5,972	▲ 1,544
		平成19年度	2,671	5,687	▲ 3,016
		平成20年度	3,509	6,177	▲ 2,668
7	(財) 美津島町担い手公社	平成18年度	68,503	22,645	45,858
		平成19年度	63,997	21	63,976
		平成20年度	60,197	23	60,174
8	(財) 豊玉町振興公社	平成18年度	33,675	23,067	10,608
		平成19年度	23,484	16,794	6,690
		平成20年度	23,570	19,615	3,955
9	(財) 峰町総合開発公社	平成18年度	69,510	1,557	67,953
		平成19年度	66,998	921	66,077
		平成20年度	63,393	1,210	62,183
10	(財) 上県町産業開発公社	平成18年度	29,669	416	29,253
		平成19年度	30,644	281	30,363
		平成20年度	30,078	200	29,878
11	(財) 上対馬町振興公社	平成18年度	12,990	28,061	▲ 15,071
		平成19年度	7,225	25,746	▲ 18,521
		平成20年度	10,010	27,727	▲ 17,717
12	(社福) 対馬市社会福祉協議会	平成18年度	345,494	160,528	184,966
		平成19年度	346,853	174,469	172,384
		平成20年度	366,182	189,128	177,054
13	対馬観光物産協会	平成18年度	8,958	1,816	7,142
		平成19年度	7,880	1,691	6,189
		平成20年度	9,745	1,341	8,404

7 損益計算書(収支決算書)の状況①

(単位:千円)

No.	団 体 名	事業年度	当期営業収入	当期営業支出	経常利益	その他 ※	当期純利益
			①	②	③(①-②)	④	⑤(③+④)
1	(株) 対馬国際ライン	平成18年度	13,276	12,174	1,102	▲ 626	476
		平成19年度	13,204	13,351	▲ 147	▲ 628	▲ 775
		平成20年度	14,830	17,811	▲ 2,981	▲ 1,111	▲ 4,092
2	(株) カミレイ	平成18年度	61,046	59,694	1,352	▲ 577	775
		平成19年度	67,838	60,555	7,283	▲ 2,421	4,862
		平成20年度	68,542	64,207	4,335	▲ 1,256	3,079
3	(株) まちづくり厳原	平成18年度	85,454	97,851	▲ 12,397	5,144	▲ 7,253
		平成19年度	106,042	69,080	36,962	▲ 255	36,707
		平成20年度	88,742	69,728	19,014	▲ 631	18,383
4	(財) 対馬国際交流協会	平成18年度	11,163	11,790	▲ 627	0	▲ 627
		平成19年度	11,165	11,564	▲ 399	0	▲ 399
		平成20年度	10,310	10,360	▲ 50	0	▲ 50
5	(財) 厳原愛育会	平成18年度	60,819	60,648	171	2,211	2,382
		平成19年度	57,164	58,672	▲ 1,508	2,382	874
		平成20年度	58,070	58,758	▲ 688	874	186
6	(財) 美津島町振興公社	平成18年度	59,796	61,166	▲ 1,370	0	▲ 1,370
		平成19年度	52,453	53,925	▲ 1,472	0	▲ 1,472
		平成20年度	52,520	52,172	348	0	348
7	(財) 美津島町担い手公社	平成18年度	12,397	13,644	▲ 1,247	0	▲ 1,247
		平成19年度	12,166	11,235	931	0	931
		平成20年度	13,256	12,512	744	0	744
8	(財) 豊玉町振興公社	平成18年度	87,355	91,113	▲ 3,758	1,824	▲ 1,934
		平成19年度	100,615	106,357	▲ 5,742	1,824	▲ 3,918
		平成20年度	92,322	96,880	▲ 4,558	1,823	▲ 2,735
9	(財) 峰町総合開発公社	平成18年度	26,780	34,114	▲ 7,334	▲ 80	▲ 7,414
		平成19年度	26,913	28,700	▲ 1,787	▲ 89	▲ 1,876
		平成20年度	12,725	16,576	▲ 3,851	▲ 43	▲ 3,894
10	(財) 上県町産業開発公社	平成18年度	37,931	40,482	▲ 2,551	▲ 80	▲ 2,631
		平成19年度	33,272	32,009	1,263	▲ 153	1,110
		平成20年度	34,999	35,403	▲ 404	▲ 81	▲ 485
11	(財) 上対馬町振興公社	平成18年度	96,991	101,965	▲ 4,974	▲ 1,038	▲ 6,012
		平成19年度	86,430	89,719	▲ 3,289	▲ 161	▲ 3,450
		平成20年度	87,404	86,519	885	▲ 81	804
12	(社福) 対馬市社会福祉協議会	平成18年度	336,771	358,040	▲ 21,269	0	▲ 21,269
		平成19年度	327,308	340,102	▲ 12,794	0	▲ 12,794
		平成20年度	353,843	368,066	▲ 14,223	0	▲ 14,223
13	対馬観光物産協会	平成18年度	39,478	38,639	839	0	839
		平成19年度	30,681	31,503	▲ 822	0	▲ 822
		平成20年度	30,503	28,957	1,546	0	1,546

※ その他…特別利益(損益)、法人税、前年度繰越金(厳原愛育会)等

8 損益計算書(収支決算書)の状況②

(単位:千円)

No.	団 体 名	事業年度	市の支出状況			市費依存率 ⑨(⑧/①)	市からの補助金等を控除後の経常利益 ⑩(③-⑧)
			補助金 ⑥	委託料 ⑦	計 ⑧(⑥+⑦)		
1	(株) 対馬国際ライン	平成18年度	0	415	415	3.13%	687
		平成19年度	0	380	380	2.88%	▲ 527
		平成20年度	0	450	450	3.03%	▲ 3,431
2	(株) カミレイ	平成18年度	0	0	0	0.00%	1,352
		平成19年度	0	0	0	0.00%	7,283
		平成20年度	0	0	0	0.00%	4,335
3	(株) まちづくり巖原	平成18年度	0	0	0	0.00%	▲ 12,397
		平成19年度	0	0	0	0.00%	36,962
		平成20年度	0	0	0	0.00%	19,014
4	(財) 対馬国際交流協会	平成18年度	8,158	0	8,158	73.08%	▲ 8,785
		平成19年度	8,158	0	8,158	73.07%	▲ 8,557
		平成20年度	7,800	0	7,800	75.65%	▲ 7,850
5	(財) 巖原愛育会	平成18年度	60,813	0	60,813	99.99%	▲ 60,642
		平成19年度	57,153	0	57,153	99.98%	▲ 58,661
		平成20年度	57,984	0	57,984	99.85%	▲ 58,672
6	(財) 美津島町振興公社	平成18年度	5,441	35,170	40,611	67.92%	▲ 41,981
		平成19年度	2,720	33,378	36,098	68.82%	▲ 37,570
		平成20年度	2,880	33,960	36,840	70.14%	▲ 36,492
7	(財) 美津島町担い手公社	平成18年度	7,283	1,465	8,748	70.57%	▲ 9,995
		平成19年度	6,918	1,522	8,440	69.37%	▲ 7,509
		平成20年度	6,227	2,128	8,355	63.03%	▲ 7,611
8	(財) 豊玉町振興公社	平成18年度	0	0	0	0.00%	▲ 3,758
		平成19年度	0	0	0	0.00%	▲ 5,742
		平成20年度	0	0	0	0.00%	▲ 4,558
9	(財) 峰町総合開発公社	平成18年度	4,600	4,478	9,078	33.90%	▲ 16,412
		平成19年度	4,370	2,752	7,122	26.46%	▲ 8,909
		平成20年度	4,370	1,998	6,368	50.04%	▲ 10,219
10	(財) 上県町産業開発公社	平成18年度	7,996	9,098	17,094	45.07%	▲ 19,645
		平成19年度	4,016	9,175	13,191	39.65%	▲ 11,928
		平成20年度	3,615	10,773	14,388	41.11%	▲ 14,792
11	(財) 上対馬町振興公社	平成18年度	0	25,103	25,103	25.88%	▲ 30,077
		平成19年度	0	19,620	19,620	22.70%	▲ 22,909
		平成20年度	0	21,407	21,407	24.49%	▲ 20,522
12	(社福) 対馬市社会福祉協議会	平成18年度	128,053	20,807	148,860	44.20%	▲ 170,129
		平成19年度	116,745	26,160	142,905	43.66%	▲ 155,699
		平成20年度	118,402	25,837	144,239	40.76%	▲ 158,462
13	対馬観光物産協会	平成18年度	22,655	0	22,655	57.39%	▲ 21,816
		平成19年度	18,895	0	18,895	61.59%	▲ 19,717
		平成20年度	18,470	0	18,470	60.55%	▲ 16,924

III 経営改革の検討

1 調査の視点

外郭団体は民間と市の資金を合わせて、住民福祉の維持向上、地域産業の振興など様々な行政需要を民間の経営技術を生かし、行政で行うよりも効率的かつ効果的なサービスの提供を目的とし、行政の補完的・代替的な役割を担ってきました。

平成15年6月に地方自治法が改正され、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用するとともに、市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的とした「指定管理者制度」が創設されました。その後も地方公共団体財政健全化法の制定、新公益法人制度の創設など、外郭団体を取りまく環境は刻々と変化しています。国の地方自治に対する仕組みが中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへと転換が進む中、地方自治体は自己決定と自己責任のもと地域づくりに取り組むことが必要となり、財政運営においても、聖域を設けず改革に取り組むなど、健全で透明性の高い行財政システムのあり方が求められます。合併前の旧6町時代から継続して存続する外郭団体についても、その存在意義も含め経営改革を推進するが必要となっています。当委員会では次の事項に視点をおきつつ、各団体ごとに存廃も含めた経営改革について調査・検証を実施しました。

- 団体設立の目的及び事業そのものの意義が希薄化していないか。
- 事業内容が社会一般の利益となる公益性が高いものであるか。
- 市からの財政支援を受けることなく、持続的に独立採算を基本とした運営ができるのか。
- 団体が目的を達成するために行う事業の効率性は確保されているか。
- 組織体制、運営・経営形態等について問題点や改善点はないか。

2 評価・調査項目

■ 総論について

平成17年度からの経営改革の取り組み状況を評価・検証し、様々な制度、ガイドライン等に照らし合わせつつ、外郭団体のあり方や経営改革の方向性について総体的に捉える。

■ 個別項目について

① 事業そのものの意義について（行政目的との一致度）

市が出資及び財政支援を行っている団体が設立当初の目的を現在においても継続しているか、また、継続しているとして、社会情勢が変化する中において、その事業そのものの意義が失われていないか。

② 採算性について

市からの財政支援を受けることなく、独立採算を基本として健全な収支バランスを保つことができるのか。

③ 事業性について

団体が目的を達成するために行う事業が、経営的視点において生産面、収益面などで将来性が見込めるのか。

④ 公益性について

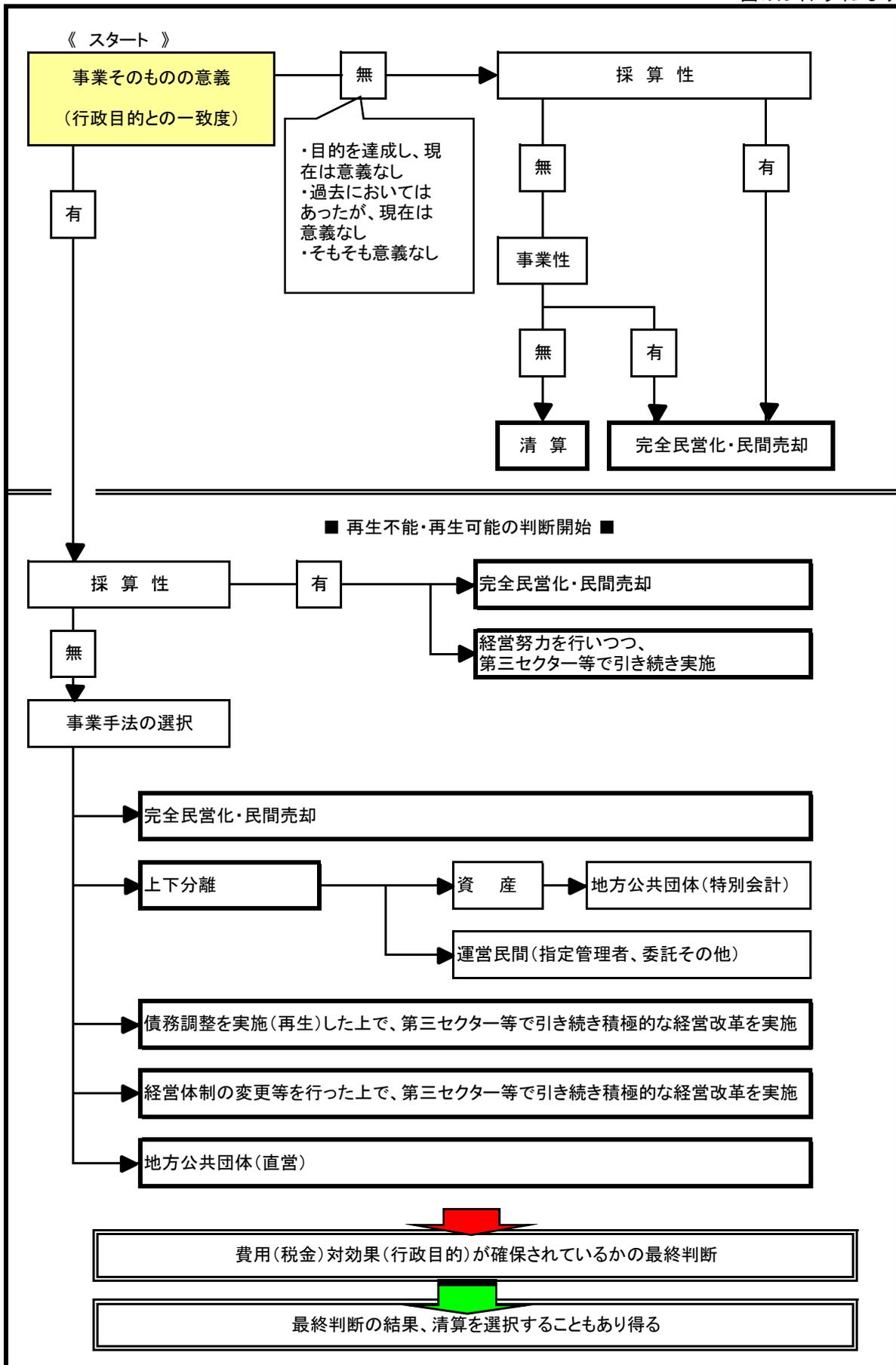
団体の事業内容が社会一般の利益となる公益性のあるものか。（費用（税金）対効果（行政目的）が確保されているか。）また、営利法人が行う事業に類似していないか。

⑤ 問題点・改善点について

組織体制、経営のあり方、資産及び会計、職員の就業及び給与等について問題点、改善点はないか。

3 抜本的処理策検討のフローチャート

国のガイドラインより



IV 経営改革の方向性

1 総論

委員会では市が25%以上を出資又出えんしている団体、損失補償等の財政支援を行っている団体、経営に実質的に主導的な立場を確保している団体のうち、13団体を対象に国の第三セクターの改革に関するガイドラインを基軸として、各外郭団体ごとに経営内容の評価・検証を実施しました。団体は、設立経緯、事業性格、業種、規模、官民の出資構成等、様々な形態がありますが、どの団体においても、設立時にはその意義が重要視され行政の補完的、代替的性格を有し、今日まで事業を推進しており、その役割と使命は大きなものがありました。

地方分権改革が進む中、地方自治体が自ら財政規律の強化を積極的に図っていくことが求められるようになりました。経営状況が著しく悪化している外郭団体については、将来的に市の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。また、民間で行っている事業と類似しているものについては「民間でできることは民間に委ねる」ことで、住民サービスの向上や事業の効率化を図っていく方向に転換されつつあります。

そのような中、市の外郭団体の1つである(株)対馬物産開発が平成20年7月に破産(21年7月破産手続終結)したことは記憶に新しいところです。当然、どの団体にとっても対岸の火事では済まされない事態であり、同じ轍を踏むことのないよう、危機感を持って経営に携わることの重要性が再認識させられる事例となりました。

各団体関係者からのヒアリングにおいては、長期の不況から脱却できない国・地方の財政状況や燃油価格の高騰などの影響を受け、日頃から経営改善の努力は行っているものの、ほとんどの団体が慢性的な経営不振に陥っていることが異口同音に語られました。中には厳しい経済環境においても黒字経営を維持している団体もあります。市の財政運営についても例外ではなく厳しい状況が続いています。当然のことながら、市からの団体に対する補助金、委託料も年々、減額となる一方であり、市からの財政支援が収入の大きなウエイトを占めている団体については、経営悪化に拍車をかけている要因の一つとなっています。自主財源の確保についても、外郭団体は市の補完的、代替的な役割という立場から、公共性、公益性の確保や民間事業者が行う類似した事業への配慮も必要であり、新たな事業の開拓に苦慮しています。

市では、財政再建を目的に平成17年度から外郭団体の経営改革に取り組んでいきます。また、各団体においても宣伝活動、販路の拡大等による事業収入の確保や退職後の職員不補充、人件費の削減等により、支出を抑制するなど、自助努力を行ってきました。さらに平成20年度に施行された新公益法人制度のもとでは特例民法法人同士の合併が円滑に行えることから、現在、この制度を活用して類似した3団体の合併手続きが進捗中であり、公の施設の管理・運営を主たる事業としている1団体についても解散準備に入るなど、抜本的な改革に着手しているところです。

今回は、これまで市が取り組んできた外郭団体の経営改革を継承しつつ、国の方針を踏まえ、社会環境の変化に対応するため、外郭団体のあり方を多面的に捉えて、経営改革の提言をするものです。

■事業運営について

外郭団体が行っている事業を設立目的と照らし合わせると、大部分の団体は目的に沿った事業を展開していますが、事業の目的をすでに達成している団体、事業そのものの意義を失っている団体、設立目的の一部の事業（収益性のあるもの）に特化して運営している団体なども見られます。

団体で行う事業の選択については、自治体直営で行うより効率的で効果的、かつ採算性を重視する民間事業者では参入しにくい事業に公共性、公益性の要素を加味したものと考えられます。行政サービスを行う上では、直営、外郭団体、民間などのうち、どの形態が最適であるのかを見極め、費用対効果が十分に得られることが選択の焦点になります。本来、外郭団体は直営と民間の利点を合わせた経営形態であるべきですが、団体の性質上、市からの財政支援を受けることが多く、往々にして経営努力を怠りがちになります。仮に経営努力を怠った場合、外郭団体は直営と民間の欠点部分だけが表に現れる結果を招いてしまう二面性を併せ持っていますので十分留意する必要があります。

住民視点からは高い住民サービスの維持、行政視点からは低い経営コストの実現が求められるため、団体運営は大変厳しいものがあることは理解できますが、設立目的の事業内容のうち一部事業に特化して運営しているケースでは、将来性を考察する調査・研究部門などが、収益性が低いことを理由に疎かになってしまう恐れがありますので、外郭団体の設立意義とその事業目的を再確認することが必要です。

■組織体制について

役員体制については、経営コスト削減のため、非常勤・無報酬の理事、監事などを配置している団体がほとんどであり、また、特例民法法人においては市の職員が代表者となっている団体も多く見られます。

職員体制については、一部の団体では営業事務、施設管理、事業運営、経理事務などの大方の事務を団体において処理していますが、多くの団体は総務部門や経理部門などに市の職員が関与しています。外郭団体は公共性・公益性のある事業を担っているという性質上、市の職員の関与もある程度は必要な部分と思われませんが、そのことにより団体運営における経営責任の所在が不明確になっていることは否めません。行政需要に対し、自治体の補完的・代替的な役割という観点から、採算面だけで団体の必要性を判断することはできませんが、団体運営には市からの財政支援、すなわち市民の税金が投入されていることを考えると、当然、限られた財源を有効に活用していく必要があります。新公益法人制度においては、理事会、評議員会などが法定機関となり、法人自らの責任において運営していかなければなりません。合併や経営努力を行って存続していく団体については、経営責任を明確にするガバナンス（内部統治）の確立は不可欠であり、市の関与のあり方についても十分検討する必要があります。

支所などの出先機関を配置している団体については、市内の道路網の整備状況や各部署の事業量などを検証し、機関の再配置などを検討することも、効率的で足腰の強い組織体制の構築につながるのではないかと考えます。

■財政について

会社法法人については、市から財政支援を受けずに決算ベースで概ね黒字若しくは収支の均衡が維持されています。その他の団体については、市からの補助金等も含めて収支の均衡を維持するよう努力している団体が多い現状です。

外郭団体は、採算面だけに重点をおいた経営は困難ではありますが、限られた財源を効率よく効果的に運用し、金融恐慌や燃油価格の高騰などの急激な経済環境の変化に対して、俊敏に対応できるように団体の財政体質の改善にも目を向ける必要があります。

例えば、固定資産を多く所有する団体については、長期にわたる拘束経費を抱え込むこととなりますので、老朽化により機械設備等を買替える際は、固定資産の回転率を比率分析するなどして、慎重に判断することが大切です。また、実際に買替えを行う場合は資金の確保についても計画的に準備する必要があります。新たな借入れを行う場合などについても同様です。

■会計について

記帳の手法として単式簿記を用いている団体が一部に見られますが、法人については複式簿記による記帳が義務づけられていますので改善が必要です。

■引き続き経営を継続していく団体について

引き続き、経営を継続していく団体については、健全な団体運営を維持していくうえで、経営責任を明確にすることが極めて重要であります。また、就業規則、給与規程等についても再確認し、職員が安全・安心に業務に専念できるような職場環境づくりに心がけることも必要です。

特例民法法人は平成25年11月末までに新公益法人制度に基づく移行手続きを行う必要がありますので、事業内容の再確認、市の関与のあり方などを十分検討して、移行する法人形態を選択する必要があります。また、法人格を有しない団体についても、この機会に団体の最適な形態について検証すべきと考えます。

■合併を目指す団体について

新公益法人制度では特例民法法人が公益社団法人・公益財団法人又は、一般社団法人・一般財団法人へ円滑に移行することを促すため、合併制度が設けられています。市では平成21年9月に農林業の振興を図ることを主たる事業としている類似した3団体が合併契約を締結して、22年3月には登記を予定しています。これまでは、3団体がそれぞれの事業を展開していたため、活動区域に制限がありましたが、合併により対馬全域を対象に事業が展開できます。また、組織体制や財政面においても強化され、合併のメリットは大きいと考えられます。合併後は、膨大化が予想される事業の取捨選択、職員の就業体制、給与形態の統一などの課題が残りますので、十分な調整が必要です。

■解散を検討すべき団体について

社会環境の変化、法制度の改正等により設立目的の希薄化した団体、あるいは民間で行うことが可能な事業を主たる事業としている団体については、逼迫している市の財政運営の中で限られた財源の有効活用を図る観点からも民間で可能な事業については民間に委ねるべきであります。事業の民営化、設立目的の達成等により、存在意義のなくなった団体については解散を検討し、市の財政支出のスリム化を図っていく必要があります。その際、長期借入金等がある場合はその返済手法、解散後の団体職員の処遇などの課題が生じることも十分念頭に置きつつ、慎重かつ迅速な取り組みが必要です。

■『改革プラン』の策定について

市においては、『改革プラン』を策定し、外郭団体の存廃も含めた経営改革を集中的に取り組む必要があります。

2 評価・検証結果に基づく団体の方向性

No.	団体名	方向性
1	(株)対馬国際ライン	解散
2	(株)カミレイ	解散
3	(株)まちづくり巖原	経営努力を行いつつ、引き続き実施
4	(財)対馬国際交流協会	経営努力を行いつつ、引き続き実施
5	(財)巖原愛育会	解散
6	(財)美津島町振興公社	解散
7	(財)美津島町担い手公社	解散(合併消滅特例民法法人)
8	(財)豊玉町振興公社	経営努力を行いつつ、引き続き実施
9	(財)峰町総合開発公社	存続(合併存続特例民法法人)
10	(財)上県町産業開発公社	解散(合併消滅特例民法法人)
11	(財)上対馬町振興公社	解散
12	(社福)対馬市社会福祉協議会	経営努力を行いつつ、引き続き実施
13	対馬観光物産協会	経営努力を行いつつ、引き続き実施

※団体ごとの詳細については、19ページ「各団体の概要及び評価・検証の結果」に掲載

3 集中改革の対象期間

平成22年度 ～ 平成26年度（5年間）

市では行財政改革推進委員会からの最終答申に基づき、平成17年度から21年度（5年間）までを集中改革期間として、外郭団体の見直しに関する指針（平成17年10月）及びその実施計画を策定し、外郭団体の経営改革に取り組んでいます。今後も存続して経営を行う団体については、定期的・継続的にその経営状況を点検する必要性があります。その点を加味しつつ、外郭団体の存廃を含めた経営改革を集中的に実施していくため、平成22年度からの5年間を改革プランの対象期間といたします。

なお、国の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針（平成21年6月）」では、地方公共団体財政健全化法が平成21年度から全面施行されたことにかんがみ、同年度から5年間で、基本的に全ての第三セクター等を対象として必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことが示されていること。また、新公益法人制度による特例民法法人の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人への移行期間が平成25年11月末に終了することなどにも十分留意して、改革に取り組む必要があります。

4 外郭団体別の経営改革の経過と今後の方向性

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国の動向					指定管理者制度(平成15年6月創設)					
市の取り組み状況					外郭団体の見直しに関する指針及びその見直し計画による取り組み					外郭団体経営改革プラン(仮称)による取り組み
1 (株)対馬国際ライン		廃止を検討								
2 (株)カミレイ		経営努力を行いつつ継続								
3 (株)まちづくり藤原		経営努力を行いつつ継続								
4 (財)対馬国際交流協会		経営努力を行いつつ継続								
5 (財)藤原愛育会		廃止を検討								
6 (財)美津島町振興公社		存廃も含めた本格的な経営改善が必要			解散準備					
7 (財)美津島町担い手公社		統合を検討			合併 解散					
8 (財)豊玉町振興公社		経営努力を行いつつ継続								
9 (財)峰町総合開発公社		統合を検討			合併 存続					
10 (財)上県町産業開発公社		統合を検討			合併 解散					
11 (財)上対馬町振興公社		廃止を検討								
12 (社)福 対馬市社会福祉協議会		経営努力を行いつつ継続								
13 対馬観光物産協会		存廃も含めた本格的な経営改善が必要								

5 外郭団体別の概要及び評価・検証の結果

■ (株)対馬国際ライン	No.1
■ (株)カミレイ	No.2
■ (株)まちづくり厳原	No.3
■ (財)対馬国際交流協会	No.4
■ (財)厳原愛育会	No.5
■ (財)美津島町振興公社	No.6
■ (財)美津島町担い手公社	No.7
■ (財)豊玉町振興公社	No.8
■ (財)峰町総合開発公社	No.9
■ (財)上県町産業開発公社	No.10
■ (財)上対馬町振興公社	No.11
■ (社福)対馬市社会福祉協議会	No.12
■ 対馬観光物産協会	No.13

No.1

株式会社 対馬国際ライン

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 団体の概要2 評価・検証結果 |
|---|

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	株式会社 対馬国際ライン		
市担当部署	総務企画部 地域振興課	代表者	取締役社長 大浦一泰
所在地	対馬市上対馬町比田勝956番地10	設立年度	平成元年度

② 設立目的

- (1)海上及び陸上の交通運輸事業 (2)旅行斡旋業
 (3)農産物、海産物、林産物の輸出入及びその販売 (4)観光宣伝、観光客の誘致、観光案内及び宿泊施設の経営
 ・その他、(1)～(4)に付帯する一切の事業

③ 事業内容

- (1) 対馬釜山間就航のシーフラワーⅡ、ドリームフラワー出入国事務の代行委託事業
 (2) 博多釜山間就航のJRビートル等の臨時出入国の代行委託事業

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	138,300 千円	うち市の出資額	100,000 千円
		市の出資割合	72.31%
		民間	38,300 千円

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	取締役			9	9
	監査役			2	2
	計	0	0	11	11
正職員数	管理職	1			1
	一般職	2			2
	計	3	0	0	3
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				
	賃金職員数(常勤)				2
市職員兼務	事務局				
平均年齢	役員	63 歳	平均年収	役員	44 千円
	正職員	43 歳	(平成20年分)	正職員	2,763 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

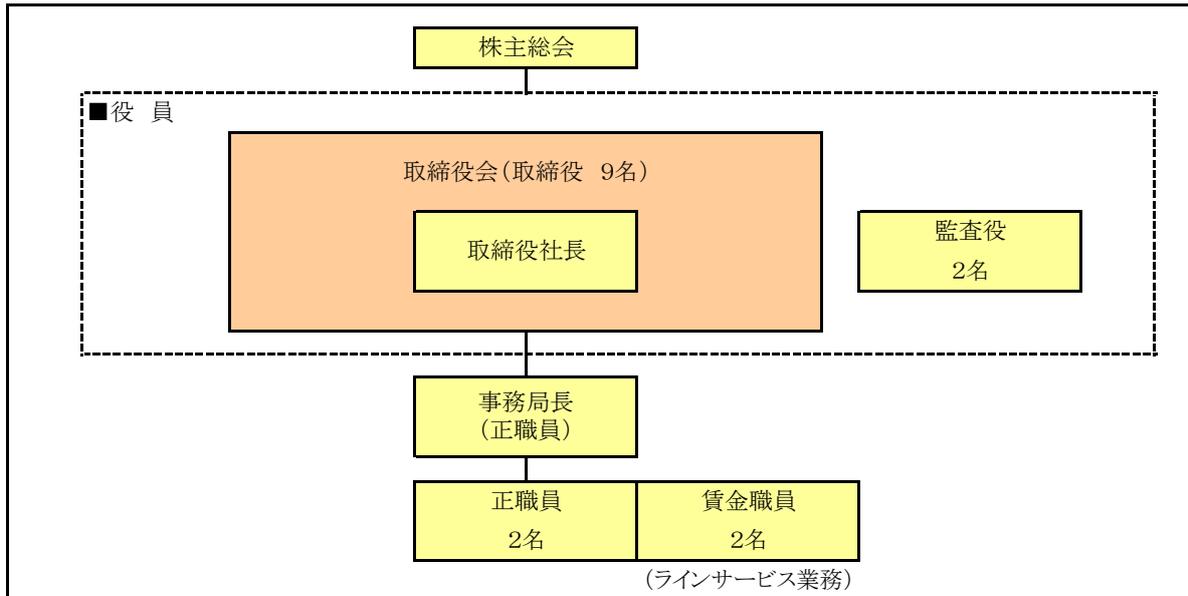
区分	18年度	19年度	20年度	備考
貸借対照表の状況	資産①	14,521	13,471	9,918
	負債②	318	43	582
	純資産③(①-②)	14,203	13,428	9,336
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入④	13,276	13,204	14,830
	当期営業支出⑤	12,174	13,351	17,811
	経常利益⑥(④-⑤)	1,102	▲ 147	▲ 2,981
	その他⑦	▲ 626	▲ 628	▲ 1,111
	当期純利益⑧(⑥+⑦)	476	▲ 775	▲ 4,092
積立金(基金)の状況	当期積立金残額⑨			
	うち当期積立額⑩			

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区分	18年度	19年度	20年度	備考
補助金⑪	0	0	0	
うち運営費補助⑫				
うち事業費補助⑬				
市からの委託料等⑭	415	380	450	比田勝港国際ターミナル管理委託料
計⑮(⑪+⑭)	415	380	450	
市費依存率⑯(⑮/④)	3.13%	2.88%	3.03%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- ・ 株式会社対馬国際ライン 定款
- ・ 株式会社対馬国際ライン 職員の給与等に関する規則 (退職手当制度有)

⑩ 経営状況等

平成18年度までの経営状況は辛うじて黒字を計上、19、20年度は赤字に転落。特に20年度は人事の入替(退職・採用)による重複期間等により人件費の増加・退職金の発生が赤字に直結している。

主たる収入である代理店料が昨年のリーマン・ブラザーズの経営破綻から端は発した百年に一度といわれた世界大恐慌の影響を受け、取引先として大きなウエイトを占めている(株)大亜高速海運の代理店料を92万円から80万円(月額)への値下げを受理せざる得なくなった。同時に20年秋から入出国者が激減している。代理店料契約は3カ月ごとの見直しとなっているが、円高ウォン安の状況が長引けば見直し交渉も厳しい状況にある。

■比田勝港、厳原港出入国者実績(ビートル2、ドリームフラワー、シーフラワーⅡ) (単位:人)

区 分	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	出国	入国	計	出国	入国	計	出国	入国	計
韓国人	24,310	15,087	39,397	72,713	72,514	145,227	63,864	63,561	127,425
日本人	814	566	1,380	1,314	1,088	2,402	1,351	1,188	2,539
その他	109	96	205	334	330	664	466	458	924
計	25,233	15,749	40,982	74,361	73,932	148,293	65,681	65,207	130,888
入港回数	149 回			403 回			403 回		
出港回数	151 回			402 回			404 回		

■比田勝港国際ターミナル管理委託料

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
月 額	34,600 円	34,600 円	34,600 円

※ 平成17年度管理委託料、月額50,000円

2 評価・検証結果

方向性

解

散

設立当初の目的（航路開設）はすでに達成されており、現在の主な事業となっている出入国事務代行委託事業については、民間による運営で十分可能である。第三セクターとしての事業の意義がなくなった以上、団体を解散し、出入国事務の代行については新たに民間法人を設立するなどの運営が適当である。

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

法人設立時には比田勝港（対馬）～釜山港（韓国）を往来する船舶を所有し、対馬釜山間の運行事業を展開していたが、現在は船を売却し、運行业務を廃止しており、再開の可能性はない。また、出入国事務の代行については民間業務で十分可能である。

② 採算性について

代理店手数料の増加や韓国との新たな交流事業の展開による収益増と併せて管理経費の削減を図ることで、採算性を確保することは可能と考える。

③ 事業性について

出入国事務の代理店事業は国際経済の変動に影響されるところが大きく、その手数料収入のみの事業では将来性はない。

④ 公益性について

出入国事務の代行业務は対個人を相手にしたサービスであり、社会一般の利益とは考えにくい。また、民間事業者の出入国事務の代行业務であることから、通常、民間が行う事業であり公益性はない。

⑤ 問題点・改善点について

民営化する場合の市出資金の対応が課題である。



比田勝港国際ターミナル

No.2

株 式 会 社 カ ミ レ イ

- 1 団体の概要
- 2 評価・検証結果

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	株式会社 カミレイ		
市担当部署	上対馬地域活性化センター 地域支援課 (農林水産部 水産振興課)	代表者	代表取締役 神宮 剛規
所在地	対馬市上対馬町西泊149番地16	設立年度	平成10年度

② 設立目的

次(主な事業内容)の事業を営むことを目的とする。

③ 事業内容

- (1) 冷凍庫を含む倉庫業 (2) 水産物の加工、冷凍、売買、運搬、受託売買、代理業
 (3) 魚介類の輸出及び販売 (4) 肥料、餌料、油脂の製造、加工及び売買
 (5) (1)～(4)に付帯する一切の業務

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	10,000 千円	うち市の出資額	5,000 千円
		市の出資割合	50.00%
		管内2漁協	900 千円
		上対馬水産振興協同組合	1,600 千円
		民間	2,500 千円

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	取締役	1		5	6
	監査役			2	2
	計	1	0	7	8
正職員数	管理職				
	一般職	3			3
	計	3	0	0	3
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				
	賃金職員数(常勤)				2
市職員兼務	事務局				
平均年齢	役員	67 歳	平均年収	役員	749 千円
	正職員	43 歳	(平成20年分)	正職員	4,012 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

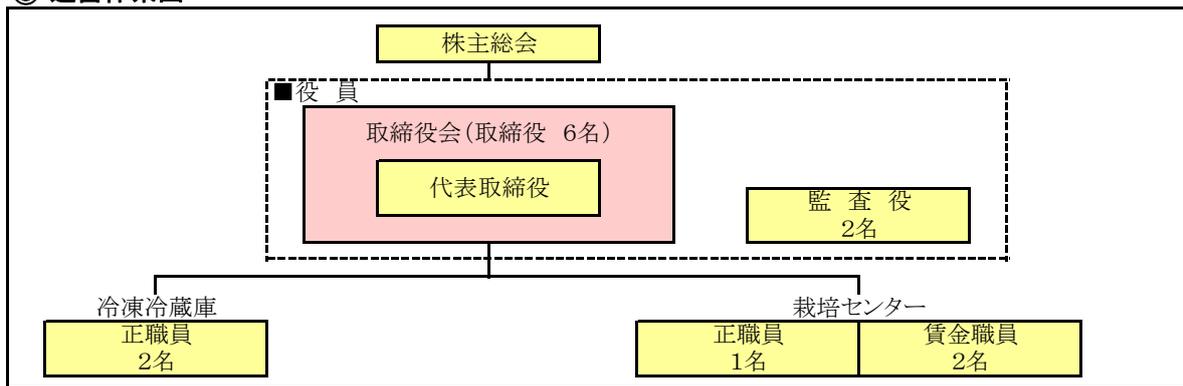
区分	18年度	19年度	20年度	備考
貸借対照表の状況	資産①	46,507	51,390	44,709
	負債②	32,823	32,843	23,084
	純資産③(①-②)	13,684	18,547	21,625
損益計算書の状況(収支決算書)	当期営業収入④	61,046	67,838	68,542
	当期営業支出⑤	59,694	60,555	64,207
	経常利益⑥(④-⑤)	1,352	7,283	4,335
	その他⑦	▲577	▲2,421	▲1,256
	当期純利益⑧(⑥+⑦)	775	4,862	3,079
積立金(基金)の状況	当期積立金残額⑨	340	340	340
	うち当期積立額⑩			

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区分	18年度	19年度	20年度	備考
補助金⑪	0	0	0	
うち運営費補助⑫				
うち事業費補助⑬				
市からの委託料等⑭				
計⑮(⑪+⑭)	0	0	0	
市費依存率⑯(⑮/④)	0.00%	0.00%	0.00%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- 株式会社カミレイ 定款
- 株式会社カミレイ 就業規則(退職金制度無)

⑩ 経営状況等

冷凍冷蔵部門では旋網の漁獲物、飼付、養殖の餌から個人の縄漁業の餌等を保管し、黒字経営を維持している。問題点として 冷凍冷蔵庫は平成10年に建設され老朽化が進んでおり、21年度には圧縮機の取り換えを行っている。上対馬栽培センターは平成2年に建設され、当初は上対馬漁協との委託契約により運営されていた。その後、平成14年4月から本法人で運営。経営状況は離島漁業再生支援交付金を活用したアワビ稚貝の放流事業などの取り組みも追い風となり、黒字を計上している。施設は冷凍冷蔵庫と同様に老朽化が進んでおり、21年度に屋根部分について修繕を施している。

■ 冷凍冷蔵庫使用実績

(単位:t)

区分	18年度	19年度	20年度
入庫量	1,837	2,429	2,349
出庫量	1,488	2,409	1,974
在庫量	911	931	1,306
凍結量	667	1,676	1,286

※上対馬町管内の主な利用者
旋網3系統、加工業者5社、魚類養殖3社、
縄漁業57経営体

■ 稚貝販売状況

(単位:個)

区分	18年度	19年度	20年度
80mm	220	—	—
70mm	670	—	—
60mm	3,050	1,000	4,050
50mm	19,100	17,000	25,000
40mm	99,900	64,000	107,000
30mm	94,500	157,000	34,500
20mm	10,000	11,000	0
計	227,440	250,000	170,550

■ 冷凍冷蔵庫使用実績(魚種別)

(単位:kg)

区分	18年度	19年度	20年度
タレ	368,640	376,460	301,220
エサイカ	79,400	70,500	64,260
イワシ	4,420	334,520	85,580
サバ	206,760	100,160	583,400
アミエビ	59,380	7,980	3,800
サンマ	22,200	37,280	54,480
アジ	164,780	80,220	89,800
スルメ	147,080	427,520	451,180
雑	—	—	453,900
その他	785,260	996,000	262,100
計	1,837,920	2,430,640	2,349,720

■ 稚貝在庫状況

(単位:個)

区分	18年度	19年度	20年度
親貝	700	850	2,300
80mm~ 70mm	—	—	1,500
70mm~ 60mm	—	—	1,800
60mm~ 50mm	—	1,500	5,000
50mm~ 40mm	—	18,000	15,000
40mm~ 30mm	25,000	45,000	94,000
30mm~ 20mm	145,000	85,000	118,000
20mm~ 10mm	168,802	150,000	298,000
10mm 以下	400,000	55,000	—
計	739,502	355,350	535,600

2 評価・検証結果

方向性

解

散

地元水産業の振興に寄与することを目的に設置された経緯はあるが、冷凍冷蔵庫事業、栽培事業ともに公益性よりも利益追求型の色合いが強く、決算状況などからも組織的、経営的に一定の目処が立っていると判断できる。行政の支援に頼ることなく民間で可能な事業であり、民営化が適当である。

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

冷凍冷蔵庫事業は飼付や養殖の餌等の保管、また栽培センターではアワビの幼稚稚貝生産が行われ、設立目的どおりの運営がされている。

② 採算性について

市から運営費に係る補助金を受けておらず、独立採算で事業が運営され利益も出ていることから採算性は十分にある。

③ 事業性について

冷凍冷蔵庫事業、栽培センター事業共に事業量は増加傾向であり、対馬の基幹産業としての位置づけからしても生産面、収益面で将来性は見込める。

④ 公益性について

対馬北部地域には冷凍冷蔵施設がカミレイ以外になく、稚貝の生産などにおいても水産業の振興に大きな役割を果たしていることから公益性がないともいえないが、法人設立から10年が経過し、経営も安定していることや生産面、収益面で将来性が見込めるところから、民間法人若しくは水産関係団体による運営が適当である。

⑤ 問題点・改善点について

固定資産の老朽化に対応するため資産買換え資金の充足率を高める必要がある。



↑ 冷凍冷蔵庫



栽培センター ↑

No.3

株式会社 まちづくり巖原

- 1 団体の概要
- 2 評価・検証結果

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	株式会社 まちづくり厳原		
市担当部署	総務企画部 地域振興課	代表者	代表取締役 浦田 一朗
所在地	対馬市厳原町今屋敷661番地3	設立年度	平成14年度

② 設立目的

今屋敷地区市街地再開発事業の施行による共同店舗について、まちづくり会社を設立しテナントの運営及び施設管理、商業の活性化によるまちづくりの支援を行う。

③ 事業内容

- (1) 中心市街地活性化法(平成10年法律第92号)による事業の企画、調査、コンサルタント業務
- (2) 中心市街地における店舗等の経営、技術、販売、財務等に関する指導及び情報の提供業務
- (3) 共同店舗等の商業施設に関する管理・運營業務及びこれらの業務の受託
- (4) 駐車場、公衆浴場や健康福祉センター等の健康施設、文化ホールや文化会館等の文化施設の建設、管理・運營業務及びこれらの業務委託
- (5) 共同店舗等の事務代行業務の受託
- (6) 各種イベントの企画、運營業務及びこれら業務の委託
- (7) (1)～(6)に附帯する事業

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	82,370 千円	うち市の出資額	50,000 千円
		市の出資割合	60.70%
		対馬市商工会	10,000 千円
		民間	22,370 千円

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区 分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	取締役			3	3
	監査役			1	1
	計	0	0	4	4
正職員数	管理職				
	一般職	3			3
	計	3	0	0	3
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				
	賃金職員数(常勤)				
市職員兼務	事務局				
平均年齢	役員	63 歳	平均年収	役員	0 千円
	正職員	32 歳	(平成20年分)	正職員	3,468 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

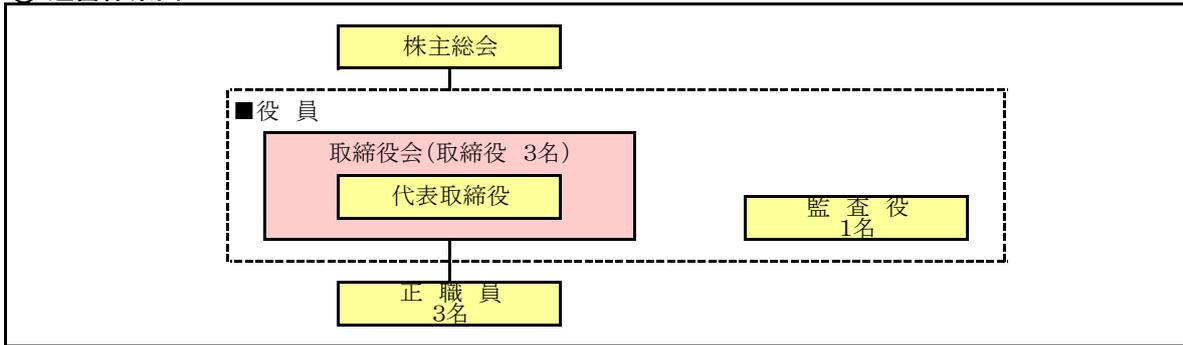
区 分	18年度	19年度	20年度	備考
貸借対照表の状況	資 産 ①	437,021	414,409	415,892
	負 債 ②	409,513	350,195	333,294
	純 資 産 ③(①-②)	27,508	64,214	82,598
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入④	85,454	106,042	88,742
	当期営業支出⑤	97,851	69,080	69,728
	経常利益⑥(④-⑤)	▲ 12,397	36,962	19,014
	その他⑦	5,144	▲ 255	▲ 631
	当期純利益⑧(⑥+⑦)	▲ 7,253	36,707	18,383
積立金(基金)の状況	当期積立金残額⑨			
	うち当期積立額⑩			

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	備考
補助金 ⑪	0	0	0	
うち運営費補助 ⑫				
うち事業費補助 ⑬				
市からの委託料等 ⑭				
計 ⑮(⑪+⑭)	0	0	0	
市費依存率 ⑯(⑮/④)	0.00%	0.00%	0.00%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- ・ 株式会社まちづくり厳原 定款
- ・ 株式会社まちづくり厳原 就業規則(退職金制度有)

⑩ 経営状況等

(株)まちづくり厳原は、今屋敷地区第一種市街地再開発事業で建設され対馬市交流センターの保留床(商業床)を取得する目的で平成14年3月設立。当初は、中心市街地活性化法における中心市街地の活性化を目的としたTMO機関としての位置づけ。現在は、対馬市交流センターの商業床「ショッピングセンター・ティアラ」の運営と対馬市交流センター管理組合の管理者としての管理運営を主としている。ティアラの運営状況は20年度集客数約108万人、1日当たり約3,000人、売上は約16億円。地下駐車場は、年間利用台数36万3千台、1日当たり1,000台の利用実績。主に施設のポケットパークで開催されるイベント催事については20年度で年間188日開催、稼働率51.5%となっており、館内集客に貢献している。経営状況については20年度は累積赤字を解消し、順調な経営状況を維持している。

■ 対馬市交流センター駐車場利用状況

(単位:台)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
4月	-	29,208	27,537	56,745
5月	-	29,844	28,211	58,055
6月	-	29,731	28,940	58,671
7月	-	31,977	30,477	62,454
8月	-	33,936	33,479	67,415
9月	-	29,090	28,929	58,019
10月	18,635	29,704	30,332	78,671
11月	32,743	26,505	29,486	88,734
12月	33,898	30,804	32,779	97,481
1月	30,222	27,761	30,641	88,624
2月	26,728	26,022	29,505	82,255
3月	31,261	29,020	32,679	92,960
計	173,487	353,602	362,995	790,084

■ 対馬市交流センター駐車場料金

車種/種別	最初の90分まで	その後30分までごと	夜間駐車料金	種別	利用料(坪当たり)
普通自動車	100 円	50 円	500 円	施設占有者	870 円/月
小型自動車					
軽自動車	50 円	30 円	250 円		
二輪自動車					

※駐車料金の減免・・・特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

■ テナント賃料(平成20年度)

月坪当たり単価	1階部分	4,500 円	～	7,000 円	13	店舗
	2階部分	2,500 円	～	5,000 円	3	店舗

2 評価・検証結果

方向性

経営努力を行いつつ、引き続き実施

本法人は「対馬市交流センター」を拠点として、「まちづくり」の支援を目的に市の中心市街地の商業振興と周辺商店街の活性化に取り組んでおり、公益性は高い。

また、自主財源を確保し、健全な運営がなされていることから、引き続き現行の組織体制で経営努力を行って、事業を推進していくことが適当である。

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

本法人は、主として中心市街地の商業振興、地域経済の活性化を推進するため、拠点施設である交流センターの商業床の管理・運営や地域商業の発展のための指導、啓発活動などを実践しており、「まちづくり」の支援という目的を果たしている。

② 採算性について

対馬市交流センターのテナント賃料及び施設管理事業収入等、収入源が確保され経営が安定してしている状況から判断して採算性は見込める。

③ 事業性について

テナント賃料及び施設管理事業収入等の収益により健全に経営がなされているが、交流センター事業ばかりでなく、中心市街地の商業の振興、活性化を図るための計画づくりを進めることも期待される場所である。将来の大規模な修繕を想定した長期計画が必要である。

④ 公益性について

まちづくりをマネジメントする団体であり、公益性はある。現在は主として交流センターのテナント賃貸業及びセンターの共用部分の維持・管理を行っているが、安定すれば、中心市街地の面的整備に取り組むことも必要である。

⑤ 問題点・改善点について

当該施設の将来の大規模修繕、リニューアル等に備えた長期的な経営計画が必要である。



対馬市交流センター

No.4

財団法人 対馬国際交流協会

- 1 団体の概要
- 2 評価・検証結果

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	財団法人 対馬国際交流協会		
市担当部署	観光物産推進本部	代表者	理事長 高司 昭男
所在地	対馬市厳原町国分1441番地	設立年度	平成15年度

② 設立目的

対馬と海外諸国との友好親善を推進し、地域の国際化を図るため、国際交流及び国際協力に関する事業を展開し、もって開かれた島づくりに資することを目的とする。

③ 事業内容

- (1) 国際交流に関する情報の収集、提供 (2) 国際協力及び国際交流の促進
 (3) 韓国内での対馬宣伝事業 (4) 韓国訪問団の連絡調整及び通訳業務
 (5) イベント等の連絡調整 (6) 釜山・対馬航路利用促進に係る支援
 (7) 貿易関係業務の調整(対馬産品等の市場調査) (8) その他(1)～(7)の目的を達成するために必要な事業

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	1,000 千円	うち市の出資額	1,000 千円
		市の出資割合	100.00%

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区 分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	理事			10	10
	監事			1	1
	計	0	0	11	11
正職員数	管理職				
	一般職	2			2
	計	2	0	0	2
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				
	賃金職員数(常勤)				
市職員兼務	事務局				(1)
平均年齢	役員	61 歳	平均年取	役員	0 千円
	正職員	41 歳	(平成20年分)	正職員	3,220 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

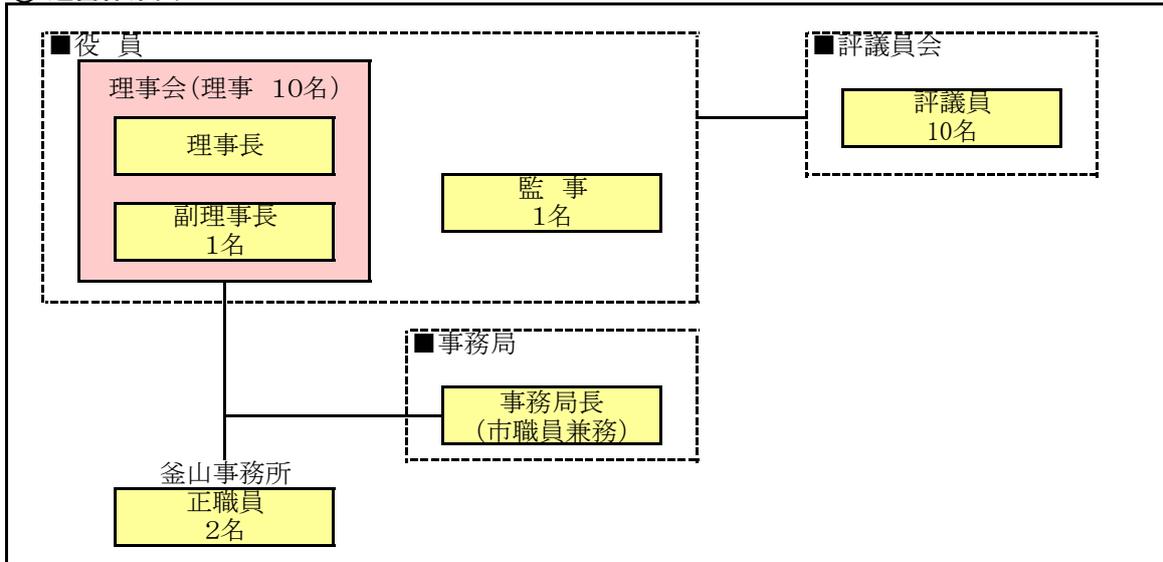
区 分	18年度	19年度	20年度	備考
貸借対照表の状況	資産①	4,245	4,063	4,389
	負債②	1,502	1,933	2,232
	純資産③(①-②)	2,743	2,130	2,157
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入④	11,163	11,165	10,310
	当期営業支出⑤	11,790	11,564	10,360
	経常利益⑥(④-⑤)	▲ 627	▲ 399	▲ 50
	その他⑦	0	0	0
	当期純利益⑧(⑥+⑦)	▲ 627	▲ 399	▲ 50
積立金(基金)の状況	当期積立金残額⑨			
	うち当期積立額⑩			

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	備考
補助金⑪	8,158	8,158	7,800	
うち運営費補助⑫	1,763	1,075	1,116	
うち事業費補助⑬	6,395	7,083	6,684	
市からの委託料等⑭				
計⑮(⑪+⑭)	8,158	8,158	7,800	
市費依存率⑯(⑮/④)	73.08%	73.07%	75.65%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- ・ 財団法人対馬国際交流協会 寄附行為
- ・ 財団法人対馬国際交流協会 釜山事務所就業規則
- ・ 財団法人対馬国際交流協会 釜山事務所給与規則
- ・ 財団法人対馬国際交流協会 釜山事務所旅費規定
(退職金制度有)

⑩ 経営状況等

法の規制により市そのものが外国に事務所を構えることができないため、財団法人を設立し、韓国釜山市に事務所を開設。現地職員2名を採用し、韓国における対馬の総合窓口として、情報の収集・発信、対馬からの訪韓者に対する通訳・案内等を行っている。

経営状況は平成15年度から20年度までの6年間は長崎県からの補助金を受け入れて運営をしていたが、21年度からその補助金がなくなり対馬市からの補助金のみでの運営となっている。また、現地採用職員の基本給は17年度から21年度まで据え置きとなっている。

■ ホームページアクセス件数

(単位:件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
18年度	1,066	2,279	1,983	2,270	1,754	1,103	849	775	735	972	996	1,998	16,780
19年度	2,392	3,017	2,964	3,839	3,631	1,732	2,110	1,624	1,609	1,856	1,592	1,884	28,250
20年度	2,097	2,186	3,102	4,416	2,498	1,750	1,485	1,231	1,256	1,187	1,245	1,403	23,856

■ 釜山事務所訪問者数

(単位:人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
18年度	18	24	21	26	27	16	26	11	19	18	21	41	268
19年度	35	22	33	36	23	15	18	23	22	9	26	32	294
20年度	35	18	30	29	26	28	27	39	13	21	21	26	313

2

評価・検証結果

方向性

経営努力を行いつつ、引き続き実施

「アジアに発信する歴史海道都市対馬」の実現には、韓国との交流は重要であり、国際交流協会の担う役割は大きく公益性は高い。

現在の事業内容については、情報の収集・発信及び人的交流の連絡調整等が主で採算性は低いが、物的交流に発展させることで自主財源確保の可能性も窺える。

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一貫性)

対馬振興の柱として、韓国との交流は欠かせない。釜山事務所は国際交流の拠点施設として機能しており、PR活動、情報収集など、設立目的どおりの運営がされている。

② 採算性について

韓国では自治体による事務所の設置ができないため、その代替措置として、本法人を設立し、業務を遂行している状況である。市からの運営費補助と前年度繰越金で運営されており、収入源となる事業は少ない。

③ 事業性について

現時点においては、市からの補助金の中での運営であり、生産面や収益面は見込めないが、韓国からの観光客誘致によって対馬経済の活性化に寄与する効果は大きい。また、人的交流から物的交流に発展させることができれば、島内の農水商工関係者に交易的分野での貢献に期待ができる。

④ 公益性について

釜山事務所の2名の職員は韓国における対馬のPR活動、イベントの連絡調整や通訳などで大変活躍している。交流人口の拡大や今後の展開として期待できる経済交流などにおいて、韓国との懸け橋となる法人であり、公益性は高い。

⑤ 問題点・改善点について

対馬における動きがさほど感じられないが、市内にある国際交流団体との連携を強化し、多分野における交流を深めることも大切である。また、少しずつでも収益事業を増やす努力が必要である。

韓国で雇用している職員については、長期的に雇用を継続する場合は給与のあり方、就業内容などの検討が必要。今後、協会で職員を採用する機会がある場合、韓国の大学を卒業した対馬の子どもたちの採用や国際交流協会と観光物産協会の統合の可能性についても研究することは有用である。



釜山事務所

No.5

財 団 法 人 厳 原 愛 育 会

- 1 団体の概要
- 2 評価・検証結果

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	財団法人 厳原愛育会		
市担当部署	福祉保健部 福祉課	代表者	理事長 齋藤 勝行
所在地	対馬市厳原町国分1441番地	設立年度	昭和49年度

② 設立目的

保育所の受託運営を目的として設立(乳幼児が心身共に健やかに且つ独立心をそこなうことなく正常な社会人として成長するよう保育することを目的とする。)

③ 事業内容

- (1) 市立阿連へき地保育所の受託・運営 (2) 市立久根へき地保育所の受託・運営
 (3) 市立佐須へき地保育所の受託・運営 (4) 市立豆殿へき地保育所の受託・運営
 (5) (1)～(4)の事業を達成するために必要な事業

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	1,000 千円	うち市の出資額	1,000 千円
		市の出資割合	100.00%

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区 分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	理事			12	12
	監事			2	2
	計	0	0	14	14
正職員数	管理職				
	一般職	7			7
	計	7	0	0	7
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				1
	賃金職員数(常勤)				4
市職員兼務	所長、事務局(事務局長、事務員)				(3)
平均年齢	役員	65 歳	平均年収	役員	0 千円
	正職員	45 歳	(平成20年分)	正職員	4,934 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

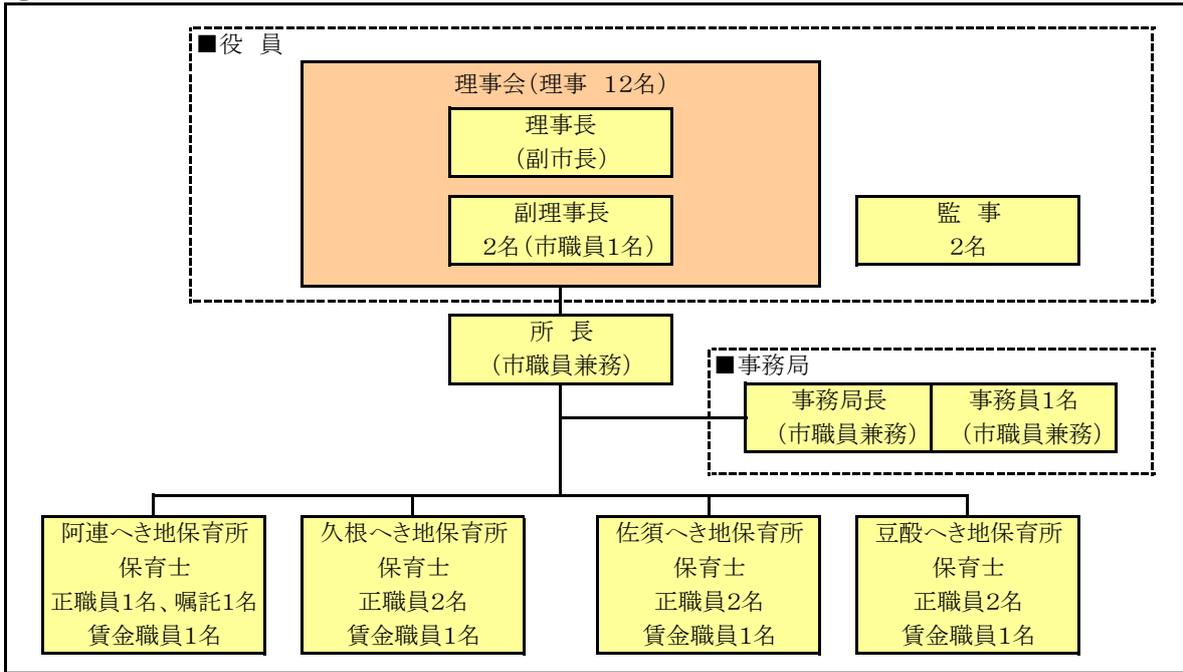
区 分	18年度	19年度	20年度	備考
貸借対照表の状況	資産①			
	負債②			
	純資産③((①-②))	0	0	0
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入④	60,819	57,164	58,070
	当期営業支出⑤	60,648	58,672	58,758
	経常利益⑥((④-⑤))	171	▲ 1,508	▲ 688
	その他⑦	2,211	2,382	874
	当期純利益⑧((⑥+⑦))	2,382	874	186
積立金(基金)の状況	当期積立金残額⑨			
	うち当期積立額⑩			

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	備考
補助金⑪	60,813	57,153	57,984	
うち運営費補助⑫	60,813	57,153	57,984	運営に係る費用(人件費、保育費、光熱水費等)
うち事業費補助⑬				
市からの委託料等⑭				
計⑮((⑪+⑭))	60,813	57,153	57,984	
市費依存率⑯((⑮/④))	99.99%	99.98%	99.85%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- ・ 財団法人厳原愛育会 寄附行為
- ・ 財団法人厳原愛育会 保育所就業規則(退職金制度有)
- ・ 財団法人厳原愛育会 旅費規程
- ・ 財団法人厳原愛育会 公印規程
- ・ 財団法人厳原愛育会 事務規定
- ・ 財団法人厳原愛育会 保育所運営規程
- ・ 財団法人厳原愛育会 保育所給与等支給規則
- ・ 財団法人厳原愛育会 処務規程
- ・ 財団法人厳原愛育会 決裁規程

⑩ 経営状況等

旧厳原町において、保育所を運営する団体として設立。現在、阿連へき地保育所、久根へき地保育所、佐須へき地保育所及び豆酛へき地保育所の4つのへき地保育所の運営を行っている。経営状況はそれぞれ5年計画を策定し、保育事業を実施。保育時間は月曜日から土曜日の午前7時45分から午後6時まで。運営費は100%市の補助金で賄われている。幼児数は各保育所とも年々減少傾向にあるため、保育所の合併についても協議が必要となっているが、各施設までの距離、送迎等に要する時間など問題も多い。へき地保育所は交通条件等に恵まれない地域において、児童福祉の推進を図ることを目的としているため、愛育会運営のへき地保育所については、他の保育所との合併、事業委託等も含め、次世代育成支援対策行動計画推進委員会において協議検討を行っている。

■ 幼児数の推移

(単位:人)

保育所名	幼児定員	幼児実数		
		18年度	19年度	20年度
1 阿連へき地保育所	25	15	12	9
2 久根へき地保育所	30	22	16	15
3 佐須へき地保育所	30	26	28	20
4 豆酛へき地保育所	25	20	16	16
計	110	83	72	60

■ 保育料

幼児1人当たり	月額	9,000 円
保育料の減免	生活保護法による保護世帯に属する幼児が入所するとき、又はその他必要と認めたときは保育料の全部又は一部を免除することができる	

2 評価・検証結果

方向性

解

散

本法人が運営しているへき地保育所4施設については完全民営化が望ましいが、収入源が保育料のみであることから、完全民営化に移行することは困難である。指定管理者制度等を活用し、施設は市の資産として、民間が管理・運営を行う、上下分離方式の形態が適当と考えられる。また、「対馬市次世代育成支援対策行動計画推進委員会」においても、保育所の配置計画について検討がされており、関係部署が連携して課題解決に取り組むことが必要である。

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

本法人が運営するへき地保育所は厳原市街地から離れた南・西部のへき地に位置している。保護者が就労や病気のため、家庭において十分に子育てができない幼児を保護者が変わって保育を行う事業であり、事業の意義はある。また、少子化対策の一環として、子育てのし易い環境を整備することは行政目的にも一致する。

② 採算性について

へき地保育所の保育料は月額9,000円で収入(市の収入として受け入れ)に占める割合は全体の1割程度しかなく、100%市の補助金で運営されている法人であり採算性はない。

③ 事業性について

生産面、収益面の観点から事業性を判断すると、現在の収入が運営費の1割程度であり、今後は益々幼児数も減少すると想定されるため、事業性はほとんどない。

④ 公益性について

幼児の健やかな成長や共働き家庭の増加に対応するなどの視点からも、本法人が運営するへき地保育所については公益性は十分にある。ただし、本市の場合、保育所の運営は市直営が主であるが、一部には社会福祉法人が経営している保育所もあり、その形態がとれないか検討の必要性がある。

⑤ 問題点・改善点について

運営について、完全民営化が難しい以上、指定管理方式が望ましいが、コスト面、サービス面などで市直営方式と比較してどれくらい効率的かつ効果的であるか精査する必要がある。

また、へき地保育所の入所園児数は年々減少し、事業面だけでなく、子どもたちの保育環境の面からも将来的には地域間の距離等を考慮しつつ施設の統廃合を進めるべきと考える。

↓ 阿連へき地保育所



↑ 久根へき地保育所

↓ 佐須へき地保育所



↑ 豆敷へき地保育所

No.6

財団法人 美津島町振興公社

- 1 団体の概要
- 2 評価・検証結果

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	財団法人 美津島町振興公社		
市担当部署	美津島地域活性化センター 地域支援課	代表者	理事長 阿比留 正明
所在地	対馬市美津島町雞知乙54番地	設立年度	昭和47年度

② 設立目的

公社は、対馬市と一体となり、市の基本方針にのっとり、産業の振興、社会福祉の増進等、対馬市の開発促進に寄与することを目的とする。

③ 事業内容

- (1) 市の各種運動施設、公園、温泉施設等を利用した自主事業の計画、実施及び公衆トイレ、観光地の清掃事業に関する事。
- (2) (1)の事業に必要な市施設について、市から受託して行う管理運営に関する事。
- (3) その他、公社の目的達成のために必要な事業。

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	1,000 千円	うち市の出資額	1,000 千円
		市の出資割合	100.00%

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区 分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	理事			6	6
	監事			2	2
	計	0	0	8	8
正職員数	管理職				
	一般職	1			1
計	1	0	0	0	1
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				
	賃金職員数(常勤)				10
市職員兼務	事務局				
平均年齢	役員	62 歳	平均年収	役員	0 千円
	正職員	49 歳	(平成20年分)	正職員	1,292 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

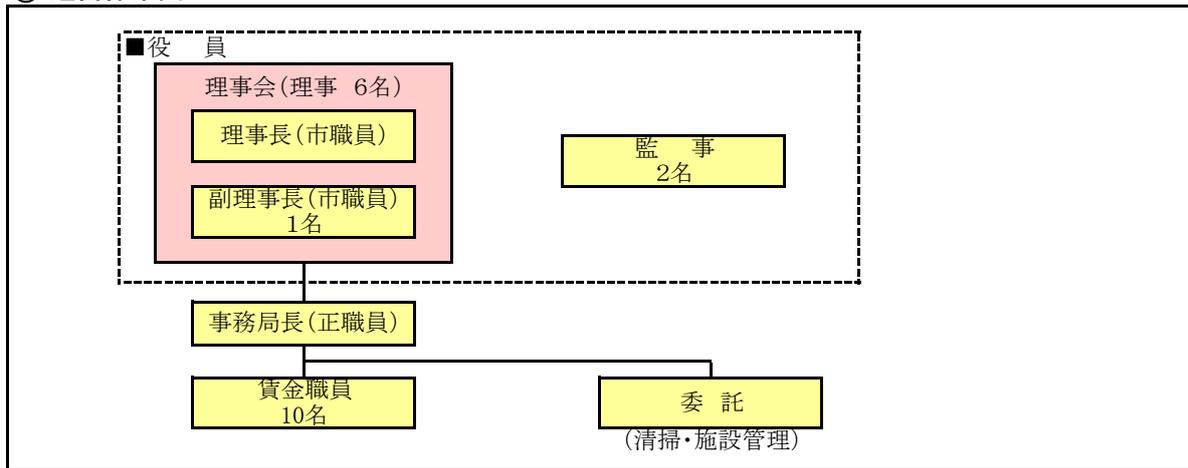
区 分	18年度	19年度	20年度	備考
貸借対照表の状況	資 産 ①	4,428	2,671	3,509
	負 債 ②	5,972	5,687	6,177
	純 資 産 ③(①-②)	▲ 1,544	▲ 3,016	▲ 2,668
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入 ④	59,796	52,453	52,520
	当期営業支出 ⑤	61,166	53,925	52,172
	経常利益 ⑥(④-⑤)	▲ 1,370	▲ 1,472	348
	そ の 他 ⑦			
	当期純利益 ⑧(⑥+⑦)	▲ 1,370	▲ 1,472	348
積立金(基金)の状況	当期積立金残額 ⑨			
	うち当期積立額 ⑩			

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	備考
補助金 ⑪	5,441	2,720	2,880	
うち運営費補助 ⑫	5,441	2,720	2,880	
うち事業費補助 ⑬				
市からの委託料等 ⑭	35,170	33,378	33,960	公園等管理運営委託料
計 ⑮(⑪+⑭)	40,611	36,098	36,840	
市費依存率 ⑯(⑮/④)	67.92%	68.82%	70.14%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- ・ 財団法人美津島町振興公社 寄附行為
- ・ 財団法人美津島町振興公社 職員就業規程
- ・ 財団法人美津島町振興公社 就業規則
- ・ 財団法人美津島町振興公社 職員旅費規程
- ・ 財団法人美津島町振興公社 職員給与規程(退職金制度無)
- ・ 財団法人美津島町振興公社 会計規程
- ・ 財団法人美津島町振興公社 役員の費用弁償に関する支給規程
- ・ 財団法人美津島町振興公社 事務局庶務規程

⑩ 経営状況等

平成21年度から「真珠の湯温泉」及び「あそうベイパーク」が指定管理からはずれ、「美津島総合運動公園」、「対馬ふるさと伝承館」の2施設の指定管理及び各観光施設の清掃業務によって当該法人は運営がなされている。経営状況については、毎年度、収支差額がマイナスになっているが、その大きな要因は「真珠の湯温泉」の予算不足、お湯漏れ等があげられ、20年度末は300万円を超える累積欠損金となっている。21年度よりマイナス要因となっていた「真珠の湯温泉」が指定管理からはずれたため、運営面では好転しているが、今までの累積欠損金が資金繰りを圧迫している状況にある。公の施設の管理を主たる事業として本団体は、21年度をもって解散する方向で準備を進めている。

■ 各施設利用者数の推移

(単位:人)

区 分		18年度	19年度	20年度
美津島総合公園	全体入場者数	51,693	49,530	49,480
	うち利用料金受入者数	13,583	13,570	11,648
あそうベイパーク	全体入場者数	21,304	21,345	19,606
	うち利用料金受入者数	4,001	3,873	3,220
真珠の湯温泉	全体入場者数	21,382	20,875	20,183
	うち利用料金受入者数	20,870	20,354	19,824
対州馬・鹿牧場	全体入場者数	3,950	4,399	3,649
	うち利用料金受入者数	—	—	—
美津島町海水浴場	全体入場者数	9,480	7,018	12,191
	うち利用料金受入者数	—	—	—

■ 対馬ふるさと伝承館利用者数の推移

(単位:人)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
1 食 事	9,726	8,977	9,473	9,750	9,035	46,961
2 ソバ打ち体験	247	296	258	182	181	1,164
3 陶芸体験	189	134	197	426	718	1,664
4 硯 体 験	43	34	26	15	5	123
5 真 珠 体 験	11	16	18	10	0	55
6 木 竹 体 験	31	2	2	6	13	54
計	10,247	9,459	9,974	10,389	9,952	50,021

2 評価・検証結果

方向性

解

散

本法人は産業の振興、社会福祉の増進など、対馬市の開発促進に寄与することを目的として設立されたが、現在は市の公施設の管理・運営を主たる事業としており、事業内容が設立目的と乖離した状態にある。よって、存在意義が希薄化している本法人を解散し、施設の管理・運営については民間法人等に業務委託することが適当である。(現在、解散に向けて準備中)

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

「ふるさと伝承館」を利用して「せんそば」などの新商品開発に努める姿勢は窺えるが、その他の工房はほとんど利用されていない。また、現在の主たる業務である公の施設の管理・運営についても指定管理を受けていた施設中、2施設については21年度から民間による管理・運営に移行していることから、公社の存在意義は希薄化している。

② 採算性について

「せんそば」のゆで麺パックを新商品として販売し増収を目指す計画はあるものの、市からの施設管理委託料を主な収入源として運営されており、「ふるさと伝承館」においても食堂以外はほとんど利用されておらず採算性はないものと思われる。

③ 事業性について

毎年度、市から施設管理委託料として多額の支援(21年度は約21,000千円)を受けている状況であり、その委託料が主な財源である以上事業性は見込めない。

④ 公益性について

現在、当該法人が取り組んでいる主な事業は、美津島総合公園、対馬ふるさと伝承館などの施設管理業務である。平成15年に指定管理者制度が導入されてからは民間に委ねることが可能な事業であり公益性は低い。

⑤ 問題点・改善点について

本法人は、現在、解散に向けて準備中であり、円滑な手続きが必要である。



ふるさと伝承館 ←



美津島総合公園 ←



美津島町海水浴場 ←

No.7

財団法人 美津島町担い手公社

- 1 団体の概要
- 2 評価・検証結果

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	財団法人 美津島町担い手公社		
市担当部署	美津島地域活性化センター 地域支援課 (農林水産部 農林振興課)	代表者	理事長 阿比留 正明
所在地	対馬市美津島町雑知甲550番地2	設立年度	平成8年度

② 設立目的

この公社は地域の特性と多様な資源を活用した農林水産業の振興を積極的に推進するための諸事業を実施するとともに本市の基本とする第1次産業と観光とが融合する産業基盤の構築を図り、心豊で活力にあふれた町づくりに寄与することを目的とする。

③ 事業内容

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 農林水産業者等の担い手育成及び確保事業 | (2) 新規作物等の試作及び研究事業 |
| (3) 特産品の開発振興及び加工販売事業 | (4) 農林水産業等の支援及び受託事業 |
| (5) 堆肥製造及び販売事業 | (6) 農地保有合理化事業 |
| (7) 市等からの受託事業 | (8) その他公社の目的を達成するために必要な事業 |

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	50,500 千円	うち市の出資額	50,000 千円
		市の出資割合	99.01%
		対馬農業協同組合	500 千円

※基本財産40,500千円、運用財産10,000千円

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	理事			9	9
	監事			2	2
	計	0	0	11	11
正職員数	管理職				
	一般職	2			2
	計	2	0	0	2
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				
	賃金職員数(常勤)				4
市職員兼務	事務局				(1)
平均年齢	役員	60 歳	平均年収	役員	0 千円
	正職員	56 歳	(平成20年分)	正職員	3,575 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

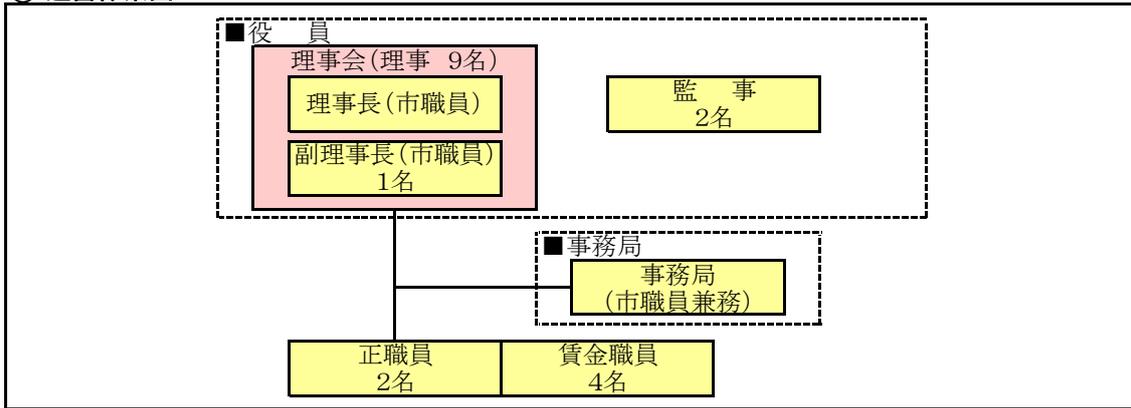
区分	18年度	19年度	20年度	備考
貸借対照表の状況	資 産 ①	68,503	63,997	60,197
	負 債 ②	22,645	21	23
	純 資 産 ③(①-②)	45,858	63,976	60,174
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入④	12,397	12,166	13,256
	当期営業支出⑤	13,644	11,235	12,512
	経 常 利 益 ⑥(④-⑤)	▲ 1,247	931	744
	そ の 他 ⑦			
	当 期 純 利 益 ⑧(⑥+⑦)	▲ 1,247	931	744
積立金(基金)の状況	当期積立金残額⑨			
	うち当期積立額⑩			

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区分	18年度	19年度	20年度	備考
補助金	⑪	7,283	6,918	6,227
	うち運営費補助⑫	7,283	6,918	6,227
	うち事業費補助⑬			
市からの委託料等⑭	1,465	1,522	2,128	市道等の除草作業
計⑮(⑪+⑭)	8,748	8,440	8,355	
市費依存率⑯(⑮/④)	70.57%	69.37%	63.03%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- ・ 財団法人美津島担い手公社 寄附行為
- ・ 財団法人美津島町担い手公社 会計規定
- ・ 財団法人美津島担い手公社 職員就業規則(退職金制度有)

⑩ 経営状況等

美津島町の 島山地区において農地面積17%のうち、10.4%を担い手公社が直接管理し、2.8%を地元農家が自作、併せて13.2%の作付け面積となっている。

経営状況については、発足当時、平成8年度から18年度までの10年間は、当期収支差がマイナスであった。その後19年度、20年度については2年連続で収益が出ている。これは市からの補助金も含め事業実績のあるアスパラガス、ブルーベリー、トウモロコシ、ソバの販売及び市からの農道除草の受託収益によるもの。担い手公社発足後、今日まで何とか大きな繰り越しもなく安定した経営状況である。

現在、島山地区の農地保有者15人と平成10年度から25年度までの15年間、土地賃貸借契約を締結しているため、その間は造成した農地の管理をする必要がある。また、21年度、新たに「ふるさと雇用再生特別基金」によりソバの作付け630㎡、甘藷作付け60㎡の作付けを拡大し、これらを原料とした新商品の開発、販路の開拓に取り組んでいる。担い手の育成については、平成13年度から男性2人が電照菊のハウス栽培を開始、公社もバックアップしているが、一人は休止状態であり、農業後継者の育成については困難を極めている。

■ 事業実績

作物名		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
甘 藷	面 積	41.00 ㎡	面 積	— ㎡	面 積	— ㎡	
	販 売 量	— kg	販 売 量	— kg	販 売 量	— kg	
	売 上 (イノシシ被害) 円	—	売 上	— 円	売 上	— 円	
梅	面 積	186.48 ㎡	面 積	186.48 ㎡	面 積	186.48 ㎡	
	販 売 量	190 kg	販 売 量	109 kg	販 売 量	208 kg	
	売 上	67,148 円	売 上	50,854 円	売 上	75,550 円	
アスパラガス	面 積	6.30 ㎡	面 積	4.40 ㎡	面 積	4.40 ㎡	
	販 売 量	179 kg	販 売 量	298 kg	販 売 量	443 kg	
	売 上	215,145 円	売 上	276,406 円	売 上	347,854 円	
ブルーベリー	面 積	50.26 ㎡	面 積	50.26 ㎡	面 積	50.26 ㎡	
	販 売 量	349 kg	販 売 量	593 kg	販 売 量	557 kg	
	売 上	348,963 円	売 上	848,289 円	売 上	817,175 円	
トウモロコシ	面 積	66.00 ㎡	面 積	82.14 ㎡	面 積	85.72 ㎡	
	販 売 量	3,774 本	販 売 量	4,387 本	販 売 量	3,879 本	
	売 上	377,400 円	売 上	430,405 円	売 上	369,775 円	
ソバ	公社分	面 積	400.00 ㎡	面 積	360.00 ㎡	面 積	604.00 ㎡
		販 売 量	1,319 kg	販 売 量	1,600 kg	販 売 量	3,117 kg
		売 上	122,378 円	売 上	540,225 円	売 上	1,096,523 円
	受託分	面 積	211.80 ㎡	面 積	196.90 ㎡	面 積	205.70 ㎡
		販 売 量	1,925 kg	販 売 量	1,769 kg	販 売 量	2,353 kg
		売 上	255,923 円	売 上	345,097 円	売 上	374,562 円
飼料	イタリアン	面 積	— ㎡	面 積	94.21 ㎡	面 積	94.21 ㎡
		販 売 量	— kg	販 売 量	4,290 kg	販 売 量	3,045 kg
		売 上	— 円	売 上	91,290 円	売 上	137,040 円
	青葉ミレット	面 積	— ㎡	面 積	— ㎡	面 積	101.67 ㎡
		販 売 量	— kg	販 売 量	— kg	販 売 量	480 kg
		売 上	— 円	売 上	— 円	売 上	21,600 円

2 評価・検証結果

方向性

解散（合併消滅特例民法法人）

旧町時代に農業経営の支援を主たる事業とする類似した公社が美津島、峰、上県に設立され、それぞれが独自に事業を進めてきた。平成20年12月に新公益法人制度が施行され、特例民法法人同士の合併（吸収合併）が円滑に行える環境が整ったことを機に、峰町総合開発公社が美津島町担い手公社及び上県町産業開発公社を吸収する形により、平成21年9月に合併契約を締結。美津島町担い手公社は合併消滅特例民法法人として解散。（平成22年3月登記予定）

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

農業従事者の高齢化及び後継者不足等により、島内に耕作放棄地が急増している現状において、農地保全、担い手の育成等の事業は、極めて重要である。

② 採算性について

長年、市補助金への依存体質から脱却できない状態にある。欠損額は年々減少しているもののこれが事業の縮小なのか経営改善によるものか見えていない。現状では採算性はない。

③ 事業性について

現在の経営体制、事業規模等を見直さなければ、生産面、収益面ともに事業性はない。作付面積の拡大や受託事業に積極的に取り組む必要がある。

④ 公益性について

耕作放棄地の解消、農林業の担い手育成の視点から見れば公益性はある。ただし、農道の除草作業の受託事業については民間事業者で十分可能な事業である。

⑤ 問題点・改善点について

類似団体である3公社（美津島町担い手公社、峰町総合開発公社、上県町産業開発公社）は、統合後の組織体制の確立と収益事業、公益事業の内容を十分に検証し、取捨選択する必要がある。中でも農林業後継者の育成は公社の重要な課題と考えられる。また、農作業用機械設備の買い替えのための資金計画も必要である。



島山地区（甘藷）↑



島山地区（ブルーベリー）↑

No.8

財団法人 豊玉町振興公社

- 1 団体の概要
- 2 評価・検証結果

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	財団法人 豊玉町振興公社		
市担当部署	豊玉地域活性化センター 地域支援課 (農林水産部 水産振興課)	代表者	理事長 橋本 政次
所在地	対馬市豊玉町仁位380番地	設立年度	平成3年度

② 設立目的

この公社は、豊玉町の経済基盤並びに産業資源の開発振興を積極的に行うとともに豊玉町の委託機構業務受注を図り経済安定と町民の生活基盤の充実をもって豊玉町勢の発展振興に寄与することを目的とする。

③ 事業内容

- (1) 特産品にかかる情報の収集、活動、宣伝指導及び販売
- (2) 対馬産品の特色を生かした加工品の開発
- (3) 農林水産加工場並びに関連施設の運営
- (4) 豊玉町の観光施設の管理運営、宣伝、観光客の誘致、案内及び宿泊施設の経営
- (5) 豊玉町の活性化を図るための開発
- (6) 豊玉町の委託等を受ける事業

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	5,000 千円	うち市の出資額	5,000 千円
		市の出資割合	100.00%

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	理事			8	8
	監事			2	2
	計	0	0	10	10
正職員数	管理職				
	一般職	2			2
	計	2	0	0	2
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				2
	賃金職員数(常勤)				6
市職員兼務	事務局				(1)
平均年齢	役員	59 歳	平均年収	役員	0 千円
	正職員	42 歳	(平成20年分)	正職員	4,285 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

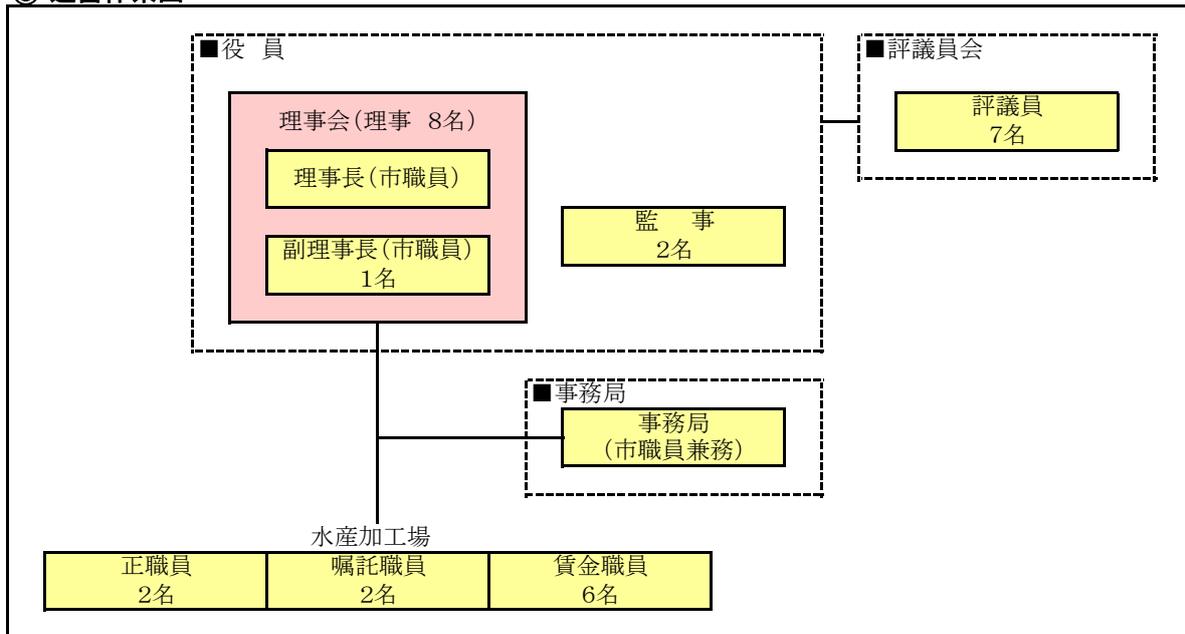
区分	18年度	19年度	20年度	備考
貸借対照表の状況	資産①	33,675	23,484	23,570
	負債②	23,067	16,794	19,615
	純資産③((1)-(2))	10,608	6,690	3,955
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入④	87,355	100,615	92,322
	当期営業支出⑤	91,113	106,357	96,880
	経常利益⑥((4)-(5))	▲ 3,758	▲ 5,742	▲ 4,558
	その他⑦	1,824	1,824	1,823
	当期純利益⑧((6)+(7))	▲ 1,934	▲ 3,918	▲ 2,735
積立金(基金)の状況	当期積立金残額⑨			
	うち当期積立額⑩			

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区分	18年度	19年度	20年度	備考
補助金				
うち運営費補助	0	0	0	
うち事業費補助				
市からの委託料等				
計	0	0	0	
市費依存率	0.00%	0.00%	0.00%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- ・ 財団法人豊玉町振興公社 寄附行為
- ・ 財団法人豊玉町振興公社 財務規程
- ・ 財団法人豊玉町振興公社 服務規程
- ・ 財団法人豊玉町振興公社 旅費規程
- ・ 財団法人豊玉町振興公社 給与規程
- ・ 財団法人豊玉町振興公社の理事及び監事の報酬及び費用弁償に関する規程
- ・ 財団法人豊玉町振興公社 慶弔規程
- ・ 財団法人豊玉町振興公社 退職金給与規程
- ・ 委託職員の勤務条件／日雇職員の勤務条件

⑩ 経営状況

平成20年度は円高等の影響を受け、加工原料の値上がり等により、仕入れに苦勞する厳しい状況が続いた。加工作業においては主力商品であるアジ・イカ等をはじめ全ての商品について品質・味覚を変えず、商品事故を起こさないよう取り扱いには十分配慮して、商品水準の維持に努めている。 公社の特色としては、新商品の開発、販路の拡大等への積極的な取り組みと併せて豊玉物産店を拠点とした地域産品の掘り起こしや地産地消の推進によって販売強化を図っている。

加工施設については築17年が経過しているため、老朽化が進み、修繕費の支払いが増えている状況である。

■ 取り扱い商品の状況

(単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
アジ	37,316	24,944	33,192
イカ	7,928	10,216	30,079
カマス	3,030	6,935	4,195
サバ	2,598	19,857	6,381
その他	34,464	37,479	17,974
計	85,336	99,431	91,821

※ その他・・・トビウオ、イワシ、アナゴ、いかしゅうまい、貝柱、ウニ、ブリ鮮魚、工芸品等

2 評価・検証結果

方向性

経営努力を行いつつ、引き続き実施

地元の農林水産物を活用した新商品の開発や販路の確保・拡大は地域の活性化はもとより、対馬市の経済の安定に大いに寄与している。しかし、昨今は赤字経営が続くうえに、負債の償還が始まる厳しい経営状況である。公社では新たな商品の加工販売に活路を見だし、増収による経営の安定を目指している。将来的には民営化も視野におきつつ、引き続き公社による経営を行う。

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

設立目的どおり、地域資源を活用した製品の加工販売と特産品開発に向けた事業が進められているが、水産物の加工、販売については水産関係団体による経営も可能であり、どのような運営方法が、より効率的で効果的であるのか研究の余地はある。

② 採算性について

ここ3年は欠損金が出ているが、比較的経営は安定している。21年度から「アナゴ」の味付け加工販売を実施しており、軌道に乗れば採算性はある。ただし、23年度からの借入金の返済の影響も十分に考慮しなければならない。

③ 事業性について

地元で獲れる水産物を加工し、島内外に販売をしており、水産業の振興に寄与している。しかし、水産物の水揚げは、その年によって左右されるため、対象水産物の拡大や新商品の開発・宣伝、販路の拡大など積極的な経営努力が求められる。それにより生産面・収益面での将来性が見えてくる。

④ 公益性について

営利法人が行う事業と類似する点はあるが、関係事業者との連携により、未利用資源を活かした新商品開発や販路拡大など、農林水産加工事業者の先駆的な役割を担うことで地域振興に貢献できる。

⑤ 問題点・改善点について

営利法人が行う事業と類似している点もあり、将来的には民営化も視野におきながらの経営努力と借入金の返済開始時期の到来などに対する危機意識の醸成が求められる。また、他の公社と統一した就業規則や給与規程等の見直しが必要である。



加工場



事務所

No.9

財団法人 峰町総合開発公社

- 1 団体の概要
- 2 評価・検証結果

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	財団法人 峰町総合開発公社		
市担当部署	峰地域活性化センター 地域支援課 (農林水産部 農林振興課)	代表者	理事長 大川 昭敬
所在地	対馬市峰町三根451番地	設立年度	平成6年度

② 設立目的

この公社は、地域の特徴と資源を活用した産業振興地域開発を積極的に推進するための諸事業を実施するとともに、対馬市の委託業務の遂行により、本市経済の安定と地域の特性を活かした個性と魅力あるふるさとづくりを推進し、住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

③ 事業内容

- (1) 特産物にかかる情報の収集、研究、宣伝、指導及び販売 (2) 特産加工品の開発、加工販売並びに林産物及び堆肥等の生産販売
 (3) 農林作業等の支援、受託業務 (4) 新農業者の育成、確保事業
 (5) 農地保有合理化事業 (6) 公社関連施設の管理運営
 (7) 市の委託を受ける事業 (8) その他、この公社の目的を達成するために必要な事業

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	70,000 千円	うち市の出資額	69,500 千円
		市の出資割合	99.29%
		対馬農業協同組合	500 千円

※基本財産50,000千円、運用財産20,000千円

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区 分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	理事			10	10
	監事			2	2
	計	0	0	12	12
正職員数	管理職				
	一般職	2			2
	計	2	0	0	2
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				1
	賃金職員数(常勤)				0
	市職員兼務(事務局)				(1)
平均年齢	役員	63 歳	平均年取	役員	0 千円
	正職員	48 歳	(平成20年分)	正職員	2,965 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

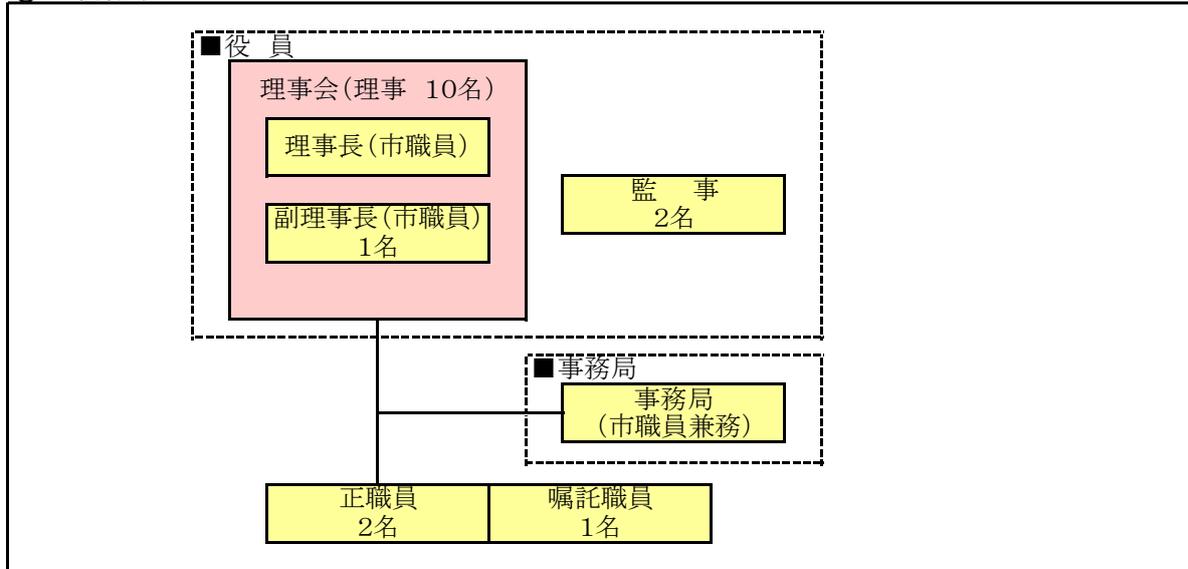
区 分	18年度	19年度	20年度	備 考
貸借対照表の状況	資 産 ①	69,510	66,998	63,393
	負 債 ②	1,557	921	1,210
	純 資 産 ③(①-②)	67,953	66,077	62,183
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入 ④	26,780	26,913	12,725
	当期営業支出 ⑤	34,114	28,700	16,576
	経 常 利 益 ⑥(④-⑤)	▲ 7,334	▲ 1,787	▲ 3,851
	そ の 他 ⑦	▲ 80	▲ 89	▲ 43
	当期純利益 ⑧(⑥+⑦)	▲ 7,414	▲ 1,876	▲ 3,894
積立金(基金)の状況	当期積立金残額 ⑨			
	うち当期積立額 ⑩			

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	備 考	
補助金	⑪	4,600	4,370	4,370	
	うち運営費補助 ⑫	4,600	4,370	4,370	
	うち事業費補助 ⑬				
市からの委託料等	⑭	4,478	2,752	1,998	施設管理委託料等
計	⑮(⑪+⑭)	9,078	7,122	6,368	
市費依存率	⑯(⑮/④)	33.90%	26.46%	50.04%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- ・ 財団法人峰町総合開発公社 寄附行為
- ・ 財団法人峰町総合開発公社 職員就業規則
- ・ 財団法人峰町総合開発公社 事務局庶務規程
- ・ 財団法人峰町総合開発公社 葬祭に関する支出規定
- ・ 財団法人峰町総合開発公社 職員給与規程(退職手当制度有)
- ・ 財団法人峰町総合開発公社 職員旅費規程
- ・ 財団法人峰町総合開発公社 会計規程

⑩ 経営状況

農業従事者の高齢化、後継者不足等による農家の労働力の低下を補うための田圃の代掻き、ソバ・麦の刈り取りなどの農作業支援事業や肉用牛の繁殖及びその副産物である堆肥の製造・販売を主たる事業として経営。また、市からの管理委託業務として木坂の御前浜公園、鹿牧場の2カ所の管理も行っている。

農作業支援事業については平成20年度で年間124件、1,973千円の受託作業を行い、地域農業の振興に貢献。肉用牛肥育事業については、飼料高騰と販売肉価格の下落により厳しい運営が迫られている。

■ 主な農作業支援事業

- ・ 水稲(4月下旬～5月下旬)・・・代掻き
- ・ 野菜(周年)・・・畑耕耘、堆肥散布、草取り
- ・ 園芸栽培(2月～3月)・・・ハウス作業、畝上げ
- ・ ソバ(11月～12月上旬)・・・刈り取り、乾燥
- ・ 飼料作物(4月上旬～9月下旬)・・・刈り取り、反転、結束
- ・ 畜産(周年)・・・堆肥出し

■ 肉用牛肥育事業

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
肥育牛販売	頭数(頭)	24	7	6
	価格(円)	15,757,076	4,200,000	3,294,833
堆肥販売	数量(ト)	94.2	20.0	72.5
	価格(円)	974,800	210,000	761,250

2 評価・検証結果

方向性

存続（合併存続特例民法法人）

旧町時代に農業経営の支援を主たる事業とする類似した公社が美津島、峰、上県に設立され、それぞれが独自に事業を進めてきた。平成20年12月に新公益法人制度が施行され、特例民法法人同士の合併（吸収合併）が円滑に行える環境が整ったことを機に、峰町総合開発公社が美津島町担い手公社及び上県町産業開発公社を吸収する形により、平成21年9月に合併契約を締結。峰町総合開発公社は合併存続特例民法法人として存続。（平成22年3月登記予定）

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

農作業受託事業は高齢農業者の営農支援に貢献している。また、特産品開発事業などにも取り組んでいることなど、事業の意義はあるものの、当初の目的が希薄化している部分も見受けられる。また、農林業の振興に関しては他の2公社と事業内容が類似している点などを考慮すると、3公社を統合し、経営基盤の強化とコスト削減を図ることも検討すべきである。

② 採算性について

市の運営補助金を繰り入れても当期損失を計上している状況であり、市職員が事務を執らなくなると計画時点で赤字となる。ただし、農作業受託事業は体制整備及び受託料の見直し等により自主財源の確保につなげることが十分可能である。

③ 事業性について

当期損失を計上し、次期繰越損失金が7,000千円程度発生している状況からも収益性は見込めないが、地域の農業振興を図るうえで、公社と民間の役割を明確化し、事務事業を見直すことは必要である。

④ 公益性について

一部受託事業については民間事業者でも可能ではあるが、農林業従事者が高齢化し、後継者が不足している中で堆肥の供給や農作業の受託など公社の役割は重要で公益性は高い。

⑤ 問題点・改善点について

類似団体である3公社（美津島町担い手公社、峰町総合開発公社、上県町産業開発公社）は、統合後の組織体制の確立と収益事業、公益事業の内容を十分に検証し、取捨選択する必要がある。中でも農林業後継者の育成は公社の重要な課題と考えられる。また、農作業用機械設備の買い替えのための資金計画も必要である。



肉用牛飼育施設



農作業用機械

No.10

財団法人 上県町産業開発公社

- 1 団体の概要
- 2 評価・検証結果

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	財団法人 上県町産業開発公社		
市担当部署	上県地域活性化センター 地域支援課 (農林水産部 農林振興課)	代表者	理事長 武田 延幸
所在地	対馬市上県町佐須奈甲567番地3	設立年度	平成7年度

② 設立目的

この公社は、対馬市の地域の特徴と資源を活用した産業の開発振興を積極的に推進するとともに対馬市の委託事業を受託することにより、地域経済の安定、生産基盤の充実と次代を担う労働者の育成及び確保を図り、もって、対馬市の発展振興と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

③ 事業内容

- (1) 特産物の研究、開発及び情報発信
- (2) 農林産物の加工、販売事業
- (3) 農作業等の支援、受託事業
- (4) 農林業担い手の育成、確保事業
- (5) 農地保有合理化事業
- (6) 市の受託を受ける事業
- (7) その他、この公社の目的を達成するために必要な事業

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	30,000 千円	うち市の出資額	29,500 千円
		市の出資割合	98.33%
		対馬農業協同組合	500 千円

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区 分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	理事			7	7
	監事			2	2
	計	0	0	9	9
正職員数	管理職				
	一般職	1			1
	計	1	0	0	1
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				1
	賃金職員数(常勤)				6
	市職員兼務事務局				(1)
平均年齢	役員	64 歳	平均年収	役員	0 千円
	正職員	36 歳	(平成20年分)	正職員	3,986 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

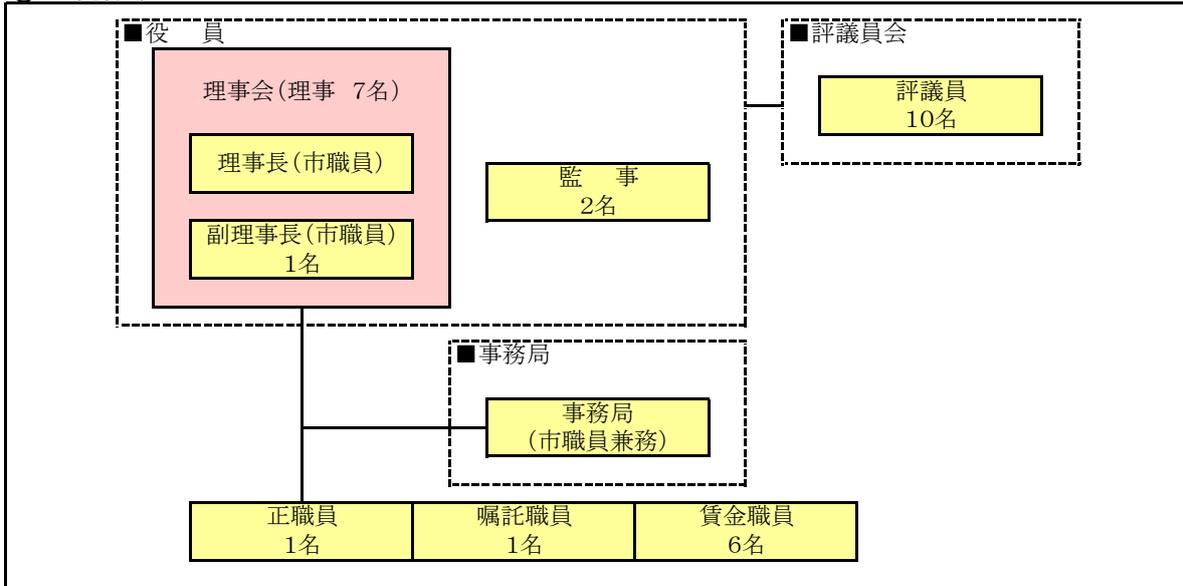
区 分	18年度	19年度	20年度	備 考
貸借対照表の状況	資産①	29,669	30,644	30,078
	負債②	416	281	200
	純資産③(①-②)	29,253	30,363	29,878
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入④	37,931	33,272	34,999
	当期営業支出⑤	40,482	32,009	35,403
	経常利益⑥(④-⑤)	▲ 2,551	1,263	▲ 404
	その他⑦	▲ 80	▲ 153	▲ 81
	当期純利益⑧(⑥+⑦)	▲ 2,631	1,110	▲ 485
積立金(基金)の状況	当期積立金残額⑨			
	うち当期積立額⑩			

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	備 考
補助金⑪	7,996	4,016	3,615	
うち運営費補助⑫	7,996	4,016	3,615	
うち事業費補助⑬				
市からの委託料等⑭	9,098	9,175	10,773	施設管理委託料等
計⑮(⑪+⑭)	17,094	13,191	14,388	
市費依存率⑯(⑮/④)	45.07%	39.65%	41.11%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- ・ 財団法人上県町産業開発公社 寄附行為
- ・ 財団法人上県町産業開発公社 事務局庶務規程
- ・ 財団法人上県町産業開発公社 職員就業規則
- ・ 財団法人上県町産業開発公社 役員の費用弁償に関する支給規程
- ・ 財団法人上県町産業開発公社 職員給与規程(退職金制度有)
- ・ 財団法人上県町産業開発公社 職員旅費規程
- ・ 財団法人上県町産業開発公社 会計規程

⑩ 経営状況

主な事業収入は「そば道場」でのソバの売り上げ、蜂蜜、木工、椎茸などの受託販売の手数料(10%)、農作業の受託収入(米、ソバの刈り取り、乾燥)、21年度は29戸、13ヘクタールを受託、堆肥の販売、その他に観光施設の清掃及び市道の草刈り等の受託によるものである。

農業従事者の高齢化、後継者不足への対策として農作業の受託事業に取り組んでいるが、この事業による休耕地の改善や荒れ地の開墾等は農地保全並びに地域の景観美化に結びついている。

■ 用地借上

年度	件数	田面積	畑面積	面積計
18	28 件	6.5 ha	3.3 ha	9.8 ha
19	33 件	6.8 ha	3.6 ha	10.4 ha
20	34 件	7.6 ha	3.2 ha	10.8 ha

■ 米・ソバ刈取受託面積

年度	米	ソバ	代掻き等	計
18	11.1 ha	9.6 ha	2.4 ha	23.1 ha
19	11.7 ha	8.5 ha	1.0 ha	21.2 ha
20	13.0 ha	7.0 ha	2.3 ha	22.3 ha

■ 米・ソバ刈取受託件数

年度	米	ソバ	代掻き等	計
18	29 件	27 件	8 件	64 件
19	32 件	27 件	4 件	63 件
20	29 件	32 件	8 件	69 件

■ そば道場

年度	来客数
18	15,576 件
19	15,053 件
20	14,198 件

■ 転作対象面積

年度	面積
18	60,651 m ²
19	71,509 m ²
20	71,509 m ²

2 評価・検証結果

方向性 | 解散（合併消滅特例民法法人）

旧町時代に農業経営の支援を主たる事業とする類似した公社が美津島、峰、上県に設立され、それぞれが独自に事業を進めてきた。平成20年12月に新公益法人制度が施行され、特例民法法人同士の合併（吸収合併）が円滑に行える環境が整ったことを機に、峰町総合開発公社が美津島町担い手公社及び上県町産業開発公社を吸収する形により、平成21年9月に合併契約を締結。上県町産業開発公社は合併消滅特例民法法人として解散。（平成22年3月登記予定）

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

担い手の育成については困難な状況であるが、農作業受託事業による休耕地の解消、そば道場事業による対州そばの販売などにより、農地保全や特産品の振興が図られている。ただし、施設の清掃等の一部の受託事業については設立目的からかけ離れている。

② 採算性について

表向きの赤字額はそれほど大きくないが、農作業受託事業については、機械設備の買い替え費用等が考慮されているのか疑問である。また、市費への依存率は年々減少しているものの市の施設管理の受託事業が大きなウエイト占めてる現状では採算性は低い。

③ 事業性について

農作業受託事業については経営体制の整備、受託料の見直し等により事業性はあられると思われるが、なにより類似する3公社を統合し、事業分担することで、生産面、収益面の向上が期待できる。

④ 公益性について

農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、耕作放棄地の解消を図りつつ、農地保全に努めていること。また、ソバの作付け面積の拡大、販売促進により対州そばの振興に貢献していることから、公益性は高いといえる。ただし、施設管理などの一部の受託事業については民間でも十分可能な事業である。

⑤ 問題点・改善点について

類似団体である3公社（美津島町担い手公社、峰町総合開発公社、上県町産業開発公社）は、統合後の組織体制の確立と収益事業、公益事業の内容を十分に検証し、取捨選択する必要がある。中でも農林業後継者の育成は公社の重要な課題と考えられる。また、農作業用機械設備の買い替えのための資金計画も必要である。



No.11

財団法人 上対馬町振興公社

- 1 団体の概要
- 2 評価・検証結果

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	財団法人 上対馬町振興公社		
市担当部署	上対馬地域活性化センター 地域支援課	代表者	理事長 糸瀬 良久
所在地	対馬市上対馬町西泊390番地	設立年度	昭和55年度

② 設立目的

この法人は、対馬市の経済基盤ならびに観光資源の開発、振興を積極的に行い、国民宿舎及び上対馬温泉渚の湯の委託経営によって、国民の保養及び健康の増進を図り、対馬市勢の発展、振興に寄与することを目的とする。

③ 事業内容

- (1) 国民宿舎経営事業 (2) 温泉施設経営事業
(3) 観光開発事業 (4) (1)～(3)の事業を達成するために必要な事業

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	1,000 千円	うち市の出資額	1,000 千円
		市の出資割合	100.00%

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区 分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	理事			8	8
	監事			2	2
	計	0	0	10	10
正職員数	管理職	1			1
	一般職	4			4
	計	5	0	0	5
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				0
	賃金職員数(常勤)				11
市職員兼務	事務局				(1)
平均年齢	役員	69 歳	平均年取	役員	0 千円
	正職員	43 歳	(平成20年分)	正職員	3,148 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

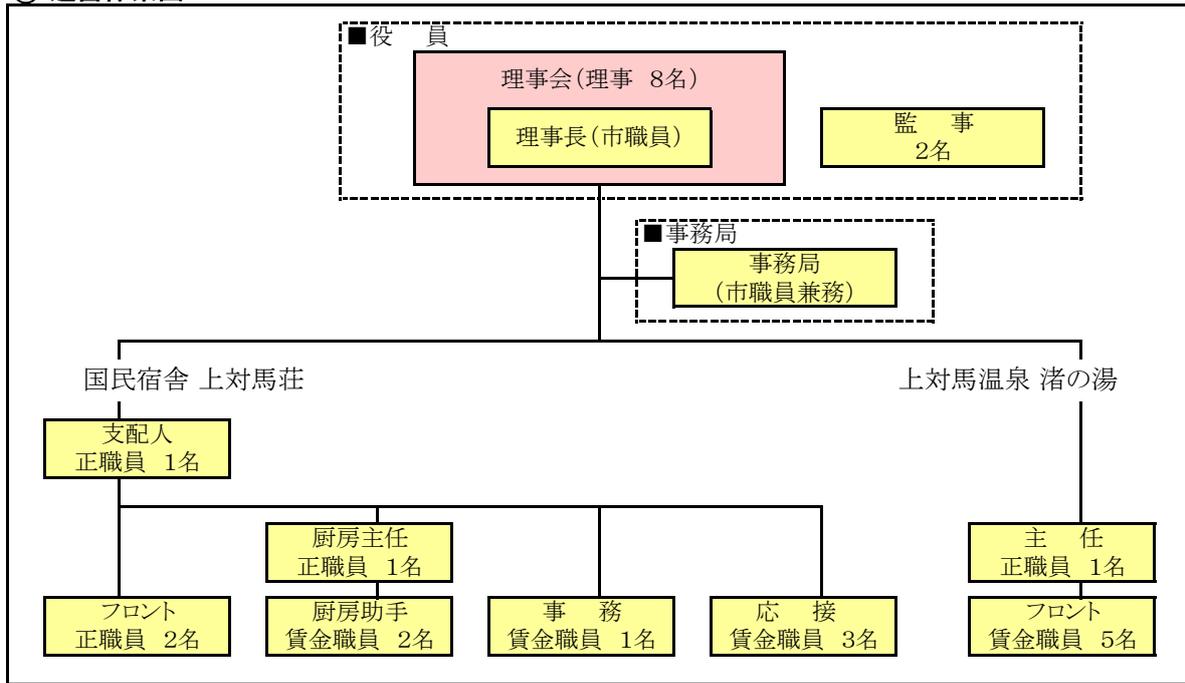
区 分	18年度	19年度	20年度	備考
貸借対照表の状況	資 産 ①	12,990	7,225	10,010
	負 債 ②	28,061	25,746	27,727
	純 資 産 ③(①-②)	▲ 15,071	▲ 18,521	▲ 17,717
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入④	96,991	86,430	87,404
	当期営業支出⑤	101,965	89,719	86,519
	経 常 利 益 ⑥(④-⑤)	▲ 4,974	▲ 3,289	885
	そ の 他 ⑦	▲ 1,038	▲ 161	▲ 81
積立金(基金)の状況	当期純利益⑧(⑥+⑦)	▲ 6,012	▲ 3,450	804
	当期積立金残額⑨			
	うち当期積立額⑩			

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	備考	
補助金					
うち運営費補助	⑪	0	0		
うち事業費補助	⑫				
市からの委託料等	⑬				
計	⑭(⑪+⑬)	25,103	19,620	21,407	上対馬荘、渚の湯管理運営委託料
市費依存率	⑮(⑭/④)	25.88%	22.70%	24.49%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- ・ 財団法人上対馬振興公社 寄附行為
- ・ 財団法人上対馬振興公社 職員管理就業規則
- ・ 財団法人上対馬振興公社 職員の給与等に関する規則(退職手当制度有)

⑩ 経営状況

平成19年度より続いた燃油高騰の影響により、ジェットフォイルの比田勝港への乗り入れが運休、また世界規模の不況に伴う、円高ウォン安などにより、公社を取りまく状況は大変厳しくなっている。

上対馬荘の経営状況は20年度事業で宿泊者数6,908人、前年度から533人の増加。しかし、夏場の宴会、忘年会、新年会、結婚式などのイベントは減少しており、1,504千円の赤字を計上した。

渚の湯では20年度の利用者数は22,146人、前年度から4,241人の減少。原因としては落雷によるボイラーの故障、タイルの貼り替え等で休館した日が例年より多かったこと。あるいは燃油高騰への措置として、燃料費を節約するため、露天風呂の使用を休止したことなどがあげられる。

21年度はチップボイラーの導入、露天風呂の再開等で経費の節減と入浴者の増加が期待される。

■ 上対馬荘利用状況

(単位:人)

区 分	宿泊者数				宿泊充足率	休憩利用者数	修正宿泊者数	修正充足率	住所別区分			
	大人		小人	計					島内	九州	本州	外国
	男	女										
平成18年度	3,940	2,138	238	6,316	17.6	3,780	7,261	20.2	595	2,564	2,047	1,110
平成19年度	4,003	2,144	228	6,375	17.7	3,513	7,253	20.1	431	2,278	1,800	1,866
平成20年度	4,199	2,517	192	6,908	19.2	4,131	7,935	22.0	976	2,483	2,217	1,226

■ 渚の湯利用状況

(単位:人)

区 分	幼児	小中学生			70歳以上			大人			計
		市内	市外	海外	市内	市外	海外	市内	市外	海外	
平成19年度	1,323	1,452	292	196	6,544	186	77	10,961	2,649	2,707	26,387
平成20年度	923	1,218	242	87	5,719	354	62	8,795	2,821	1,925	22,146

2 評価・検証結果

方向性

解散

「国民宿舎上対馬荘」及び「上対馬温泉渚の湯」、両施設を活用した観光客の誘致事業は対馬北部地域の振興には欠かせないが、基本的には民間事業者によって取り組む事業である。すでに上対馬荘は公募による民間への施設譲渡が進行中であることを踏まえると、施設の管理・運営を主たる目的としている本公社については解散し、渚の湯についても民間による経営が望ましい。

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

本公社が管理運営を行っている「国民宿舎上対馬荘」及び「上対馬温泉渚の湯」は対馬北部地域唯一の大規模宿泊施設及び温泉施設であり、どちらも貴重な施設であることは変わらない。しかし、施設の管理運営については民間事業者が行う事業であり、公社で行う事業としては意義が薄い。

② 採算性について

「国民宿舎上対馬荘」及び「上対馬温泉渚の湯」、両施設とも独立採算は困難であり、市からの約20,000千円の委託料を受けて運営している状況。委託料に依存した現在の経営内容と20年度決算で負債額約18,000千円を抱えた状態では採算性はない。

③ 事業性について

「上対馬温泉渚の湯」については、21年度にチップボイラーが導入され、コストの削減が期待されるが、利湯者数は年々減少傾向である。「国民宿舎上対馬荘」についても客室充足率19%程度と低い水準である。両施設とも現状では事業性はないが、民間事業者の経営力を活用することで、再生の可能性も考えられる。

④ 公益性について

対馬北部地域の発展のためには大規模宿泊施設及び温泉施設は貴重な財産であるが、その事業そのものは民間事業者でも十分可能であり、公益性は低い。

⑤ 問題点・改善点について

「国民宿舎上対馬荘」及び「上対馬温泉渚の湯」の管理・運営の委託料として年間約20,000千円の市費が投入されており、市の財政に負担となっている。また、上対馬荘については老朽化が進んでいるため、今後も公社で運営するためには市有財産として大規模な改修が必要となる。



上
対
馬
荘
←



←
渚
の
湯

No.12

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

- 1 団体の概要
- 2 評価・検証結果

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会		
市担当部署	福祉保健部 福祉課	代表者	会長 平間 雅哲
所在地	対馬市豊玉町仁位94番地5	設立年度	平成16年度

② 設立目的

対馬市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

③ 事業内容

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	6,100 千円	うち市の出資額	900 千円
		市の出資割合	14.75%
		その他	5,200 千円

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区 分	常 勤			非 常 勤	計
		うち市OB	うち市派遣		
役員数	理事			8	8
	監事			2	2
	計	0	0	10	10
正職員数	管理職	7			7
	一般職	30			30
	計	37	0	0	37
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				13
	賃金職員数(常勤)				0
市職員兼務 事務局					
平均年齢	役員	70 歳	平均年収	役員	82 千円
	正職員	45 歳	(平成20年分)	正職員	4,465 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	備 考
貸借対照表の状況	資産①	345,494	346,853	366,182
	負債②	160,528	174,469	189,128
	純資産③(①-②)	184,966	172,384	177,054
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入④	336,771	327,308	353,843
	当期営業支出⑤	358,040	340,102	368,066
	経常利益⑥(④-⑤)	▲ 21,269	▲ 12,794	▲ 14,223
	その他⑦			
	当期純利益⑧(⑥+⑦)	▲ 21,269	▲ 12,794	▲ 14,223
積立金(基金)の状況	当期積立金残額⑨	128,524	128,735	147,630
	うち当期積立額⑩	3,247	211	18,895

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	備 考
補助金				
うち運営費補助	128,053	116,745	118,402	
うち事業費補助	123,083	114,197	115,758	法人運営事業費補助
	4,970	2,548	2,644	シルバー人材センター補助金
市からの委託料等	20,807	26,160	25,837	外出支援、身障入浴、地域福祉ネット、センター管理等
計	148,860	142,905	144,239	
市費依存率	44.20%	43.66%	40.76%	

2 評価・検証結果

方向性

経営努力を行いつつ、引き続き実施

民間でも対応可能な事業も一部に見られるが、地理的に広域な対馬の社会福祉事業を推進するうえにおいて、本協会の設立目的は希薄化していない。

市民が安全で安心して生活できる地域づくりには欠かせない団体であり、組織体制の見直し、コストの削減など、経営の効率化を図る一方で、財源の安定確保の観点から独自の事業展開が求められる。

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

社会福祉法人法に基づき設置されている団体で地域福祉活動の実践に貢献している。少子高齢化が進む社会情勢において、市民福祉の拠点としての役割は益々大きくなっている。

② 採算性について

人件費の割合が高く、補助金への依存度も高い。自主財源の確保のために新たな事業展開を図らない限り、採算性は厳しい。

③ 事業性について

社会福祉を目的とする協議会の性格上、事業性は考えにくい。21年度中に策定される「基盤強化活動中長期計画」の中で、財源問題についてどのような提案がなされるかも重要である。

④ 公益性について

一部事業については、民間事業者によるサービス提供が可能な事業も見受けられるが、市の福祉行政推進の補完機関としてその役割は大きく公益性は高い。

⑤ 問題点・改善点について

サービスの向上とコスト削減を図るため、各支所の担当区域を再検証し、隣接する支所については統合するなど組織体制、人員配置について研究を行うべき。

自主財源である社協会員の加入促進策や民間と競合する介護保険事業、祭壇事業などのあり方について検討が必要である。



本所事務所

No.13

対馬観光物産協会

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 団体の概要2 評価・検証結果 |
|---|

1 団体の概要

① 所在地・設立年度等

団体名	対馬観光物産協会		
市担当部署	観光物産推進本部	代表者	会長 庄野 伸十郎
所在地	対馬市厳原町国分1441番地	設立年度	平成9年度

② 設立目的

本会は、対馬における観光関係事業者並びに物産関係事業者と密接な連携のもと、観光・物産関係事業の振興並びに地域の活性化を図り、併せて観光客誘致を図るため観光宣伝の高揚に努め、更に国際観光の振興を促し、市民の生活・文化及び経済の向上に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的とする。

③ 事業内容

- (1) 国内外の観光客誘致促進に関すること。 (2) 観光情報の収集及び提供に関すること。
 (3) 国際交流観光振興に関すること。 (4) 観光事業の計画並びに調査研究に関すること。
 (5) 観光・物産の振興・イベント等の実施に関すること。 (6) 観光関連事業従事者の資質の向上等に関すること。
 (7) 特産品の宣伝斡旋及び販路の拡大に関すること。 (8) 特産品の品質向上並びに技術の改良に関すること。
 (9) 各関係機関及び各団体との連携協調に関すること。 (10) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

④ 資本金・基本金の状況

資本金・基本金	— 千円	うち市の出資額 市の出資割合	— 千円
---------	------	-------------------	------

⑤ 役員・職員の状況(平成20年度)

(単位:人)

区 分	常 勤			非 常 勤	計
	うち市OB	うち市派遣			
役員数	理事			24	24
	監事			2	2
	計	0	0	26	26
正職員数	管理職	1	1		1
	一般職	2			2
	計	3	0	0	3
その他の職員数	臨時(嘱託)職員数				5
	賃金職員数(常勤)				1
市職員兼務	事務局				
平均年齢	役員	63 歳	平均年収	役員	0 千円
	正職員	42 歳	(平成20年分)	正職員	3,621 千円

⑥ 財務諸表

(単位:千円)

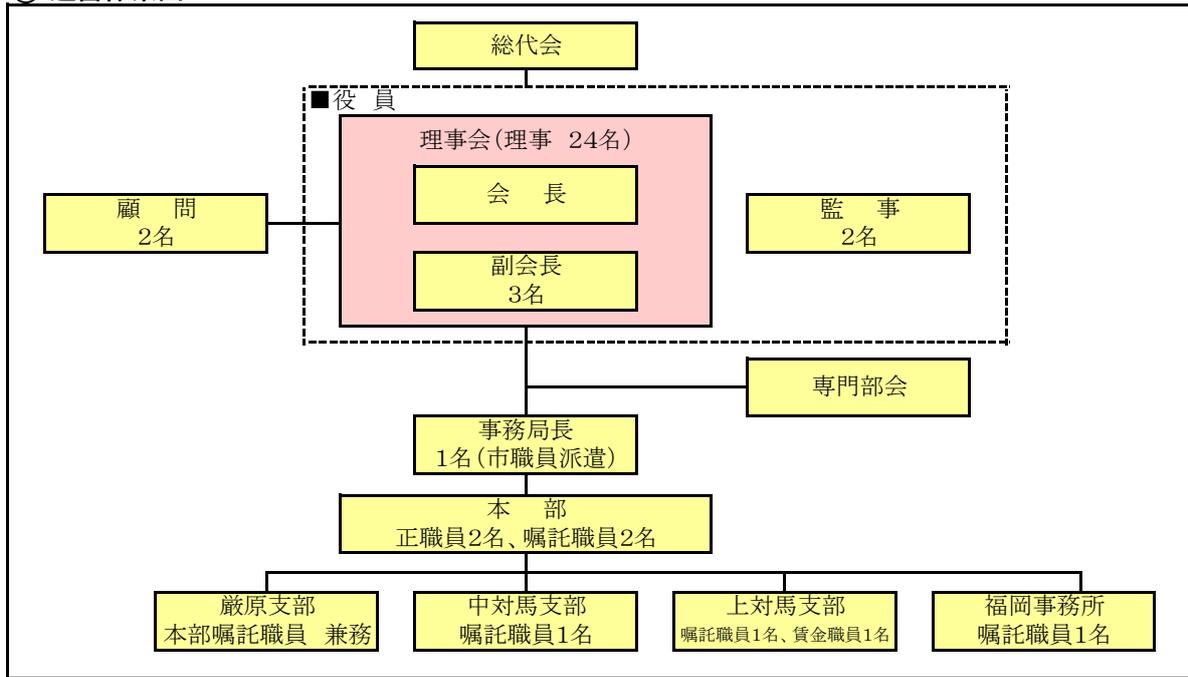
区 分	18年度	19年度	20年度	備考
貸借対照表の状況	資産①	8,958	7,880	9,745
	負債②	1,816	1,691	1,341
	純資産③(①-②)	7,142	6,189	8,404
損益計算書(収支決算書)の状況	当期営業収入④	39,478	30,681	30,503
	当期営業支出⑤	38,639	31,503	28,957
	経常利益⑥(④-⑤)	839	▲ 822	1,546
	当期純利益⑧(⑥+⑦)	839	▲ 822	1,546
積立金(基金)の状況	当期積立金残額⑨	4,000	4,000	4,000
	うち当期積立額⑩	▲ 2,000		

⑦ 市の支出状況

(単位:千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	備考
補助金				
うち運営費補助⑪	22,655	18,895	18,470	
うち事業費補助⑫	22,655	18,895	18,470	法人運営事業費補助
うち事業費補助⑬				
市からの委託料等⑭				
計⑮(⑪+⑫)	22,655	18,895	18,470	
市費依存率⑯(⑮/④)	57.39%	61.59%	60.55%	

⑧ 運営体系図



⑨ 規則等

- ・ 対馬観光物産協会 会則
- ・ 対馬観光物産協会 旅費規程 (退職金制度有)
- ・ 対馬観光物産協会 服務規程
- ・ 対馬観光物産協会 給与規程

⑩ 経営状況

本協会は平成9年度に対馬物産振興会と旧6町の観光協会が合併して設立された。事業内容は観光部門としては国内外からの観光客の誘致、観光情報の収集、観光イベントの振興などを行っている。また、物産部門では特産品の開発・斡旋及び販路の拡大などがあり、市の観光振興と物産販売の一翼を担っている。協会の運営は会費と市からの補助金を主な財源として事業を行っているが、自主財源率が15%に満たない状況で厳しい運営となっている。現在は協会の活動趣旨について広く啓発し会員の確保に努めるとともに、情報発信、情報収集等に力点をおいた活動に取り組んでいる。

■ 主な取り組み事業

- ・ 国内誘致事業(ガイド養成事業、対馬の資源PR事業、浅茅湾エコツーリズム推進事業)
- ・ 韓国観光客誘致事業(韓国人観光客とのコミュニケーション促進事業)
- ・ 教育旅行誘致事業(修学旅行等)
- ・ コンベンション誘致事業
- ・ 客船誘致事業
- ・ マスコミ対応事業(TV取材、雑誌取材等)
- ・ 情報発信、情報収集 他

■ 購買事業取扱実績

(単位:円)

区分	項目	売上高	仕入高	差引利益	備考
平成18年度	斡旋販売	3,843,842	2,075,432	1,768,410	店頭販売、委託販売等
	特産品販売	13,291,236	9,732,931	3,558,305	通信販売、食フェア等
	計	17,135,078	11,808,363	5,326,715	
平成19年度	斡旋販売	3,668,672	2,187,185	1,481,487	店頭販売、委託販売等
	特産品販売	10,904,877	8,135,300	2,769,577	通信販売、食フェア等
	計	14,573,549	10,322,485	4,251,064	
平成20年度	斡旋販売	2,123,112	608,916	1,514,196	店頭販売、委託販売等
	特産品販売	9,805,622	6,779,233	3,026,389	通信販売、食フェア等
	計	11,928,734	7,388,149	4,540,585	

2 評価・検証結果

方向性

経営努力を行いつつ、引き続き実施

国境の島「対馬」の自然と歴史を活かした観光事業、物産販売事業は地域経済の発展になくなくてはならない事業である。しかしながら、現状においては両事業とも民間だけで行うほどの採算性が見込めない。本協会は観光行政を補完し、民間事業者を牽引する団体として、重要な役割を担っている。今後も引き続き自助努力により、経営改善を図る必要がある。

■ 評価項目別内容

① 事業そのものの意義について(行政目的との一致度)

対馬経済の発展を図るうえで、観光客の誘致、物産の販売促進は重要であり、本協会の活動状況から見ても設立当初の目的に沿って運営されており、事業の意義は希薄化していない。

② 採算性について

事業運営費の約6割が市からの補助金であり、通信販売部門の強化、会員の増員の推進など経営改善が必要である。

③ 事業性について

市の補助金に頼らず協会費での運営が理想であるが、昨今は会員が減少傾向にあり収益性は見込めない状況である。

④ 公益性について

国内外を対象とした観光客の誘致、島の物産を全国に向けPRするなど、広範に事業展開しており、観光・物産事業の振興による地域の活性化を目的とする公益性は十分に確保されている。

⑤ 問題点・改善点について

現在、任意団体として活動しているが、社会的信頼性の向上、ガバナンスの強化を図ることなどを考えると、新公益法人制度が施行されたこの機会に法人化に向けた研究が必要である。また、支部体制についても再検討を要する。

会員が年々減少傾向にあり、組織が脆弱になっている中、市の補助金も減少しているため、自主財源の確保、会員の増加を目指す努力が必要である。

また、韓国との交流事業を強化するため、国際交流協会との組織統合についても研究の余地があると考えられる。



本部事務所

制度及び用語等の解説

1 地方分権の推進に関する決議

- 平成5年6月 衆参両院決議

《本文》

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が等しくゆとりと豊かさを実感できる社会を実現していくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。

2 地方分権一括法

- 地方分権一括法（平成11年7月16日公布、平成12年4月1日施行）

- 正式名称：地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律

地方公共団体の事務に関する記述がある地方自治法をはじめとして、関係する475件の法律の改正を一本化して行う法律

3 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002

- 平成14年6月25日 閣議決定

- 基本方針の目指すところ（本文抜粋）

先ず第1に、税制改革や地方行財政改革、社会保障制度改革などを着実に推し進め、「経済社会の活力」を高めるとともに、「全ての人が参画し負担し合う公正な社会」を構築していく。

第2に、「負担に値する質の高い小さな政府」を実現するために、歳出改革を加速する。

第3に、この一両年の経済運営における最重要課題である「デフレの克服」を目指し、政府・日本銀行が一体となって強力かつ総合的な取組みを行うとともに、構造改革特区の創設などからなる「経済活性化戦略」を推進する。こうした取組みにより、日本経済を強い産業競争力に裏打ちされた「民間需要主導の本格的な回復軌道」に乗せる。

4 三位一体の改革

《改革のポイント》

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（平成15年6月27日閣議決定）抜粋

- ①国庫補助負担金の改革 ②地方交付税の改革 ③税源移譲を含む税源配分の見直し

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。

このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

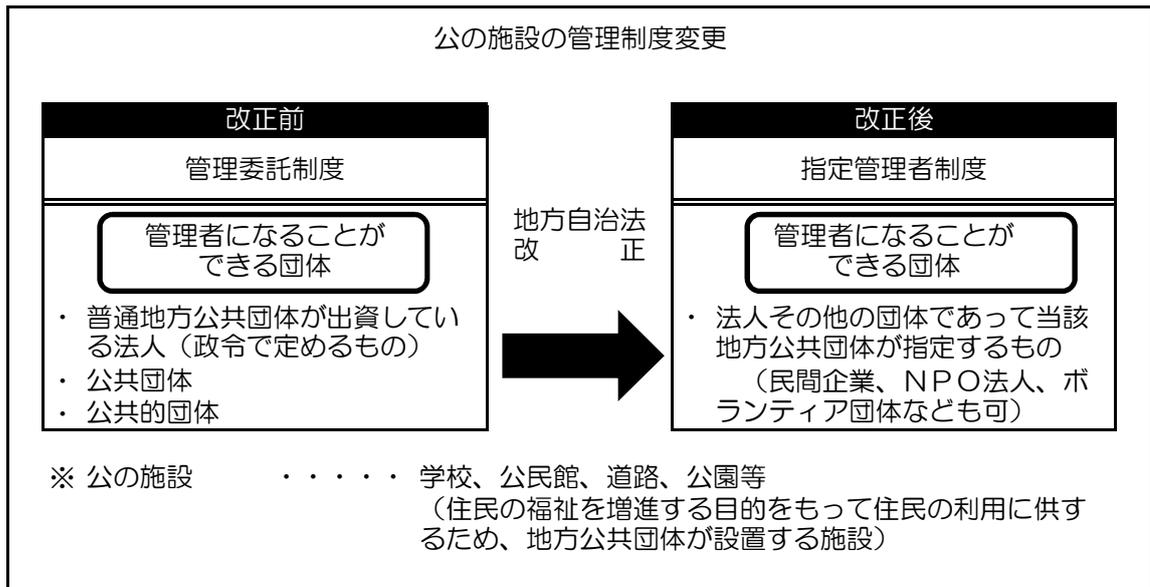
同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、「効率的で小さな政府」を実現する。

5 指定管理者制度

地方自治法の一部改正（平成15年6月公布、平成15年9月施行）

地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）第3項（抜粋）

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。



6 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

- 平成19年6月22日公布
- 平成20年4月1日一部施行／平成21年4月1日全面施行

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。

健全化判断比率の一つである将来負担比率には、地方公社、第三セクターの負債・債務のうち一定部分が一般会計等負担見込額として算入されることとなった。

7 経済財政改革の基本方針2008

- 平成20年6月27日 閣議決定

日本経済の成長力を強化するとともに、豊かで安心できる国民生活を実現するため、経済財政改革の道筋を示す基本方針。

《抜粋》

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める

8 第三セクターの改革に関するガイドライン

■ 平成20年6月30日 総務省通知

第三セクターの改革については、これまでも積極的な取り組みが要請されてきたが、今回、地方公共団体財政健全化法の施行に当たって、基本方針2008に基づき、第三セクター等の改革を集中的に実施するため、「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（中間まとめ）」及び「地方力再生機構（仮称）」最終報告書を踏まえ、ガイドラインが策定された。

《ガイドラインのポイント》

- ・ 経営検討委員会の設置
- ・ 経営検討委員会における調査と評価・検証
- ・ 「改革プラン」の策定等

9 新公益法人制度

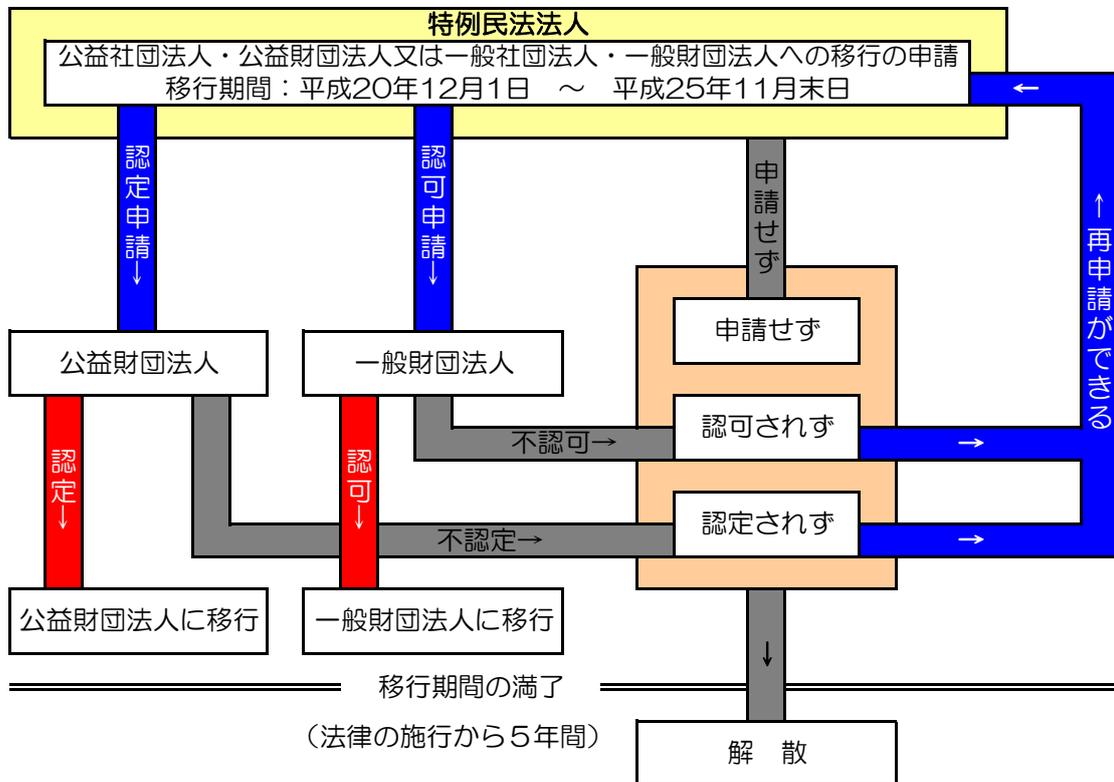
■ 公益法人制度改革関連三法（平成18年6月2日日公布／平成20年12月1日施行）

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

民間非営利部門の活動の健全な発達を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設。

（参考：公益法人制度改革の概要（行政改革推進本部事務局発行））

移行申請フローチャート



公益社団・財団法人と一般社団・財団法人のメリット・デメリットは・・・？

1 公益社団法人・公益財団法人

メリット	デメリット
<p>① 税金の優遇措置がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税及び法人住民税法人税割などの課税は公益目的事業以外の収益事業のみ。 みなし寄付金制度あり (収益事業から公益事業へ繰り入れた金額は非課税) 登録免許税が非課税 利子配当等について非課税 特例民法法人からの移行時に非課税であった固定資産税は非課税 公益法人に対して寄付した場合 個人は所得から控除 企業は損金算入ができる(上限あり) <p>② 社会的信用が得られる</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄付金受入れが期待できる <p>③ 公益目的支出計画の作成・実行が不要</p>	<p>① 認定基準が厳しく、遵守事項が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 収支相償の原則 (収入が費用を超えないこと) 公益目的事業費50%以上 遊休財産規制あり 一定の財産の公益目的事業への使用処分 理事等の報酬等の支給基準の公表 など <p>② ①を毎年クリアする必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> クリアできなければ認定取り消し <p>③ 行政庁の監督を受ける</p> <p>④ 役員欠格要件により認定が取り消される恐れがある。</p> <p>⑤ 解散時の残余財産は法で定められた先にもみ寄付でき、社員や役員等への分配不可</p>

2 一般社団法人・一般財団法人

【共通】

メリット	デメリット
<p>① 目的・事業に制限がない</p> <p>② 行政庁の監督を受けない</p> <p>③ 社団法人の場合は、理事会を設置しないことも選択できる。</p> <p>④ 情報公開の義務は限定</p> <p>⑤ 特例民法法人からの移行時に非課税であった固定資産税は25年度まで非課税</p>	<p>① みなし寄付金控除がない</p> <p>② 公益目的支出計画の作成が必要 (支出期間中は行政庁の監督を受ける。)</p> <p>③ 社会的信用が低い</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄付金受入れが難しくなる可能性がある。

【非営利性が徹底された法人等】

メリット	デメリット
<p>① 会費収入や寄付金、補助金は非課税 (剰余金が出ても非課税)</p> <p>② 34業種の収益事業以外は非課税</p>	<p>① 剰余金非配分・残余財産の公益帰属などを定款で定めなければならない。社員や役員等への分配不可</p> <p>② 理事の親族等の合計が理事総数3分の1以下にしなければならない。</p> <p>③ 共益的活動を目的とする法人の場合、主たる事業として収益事業を行えない。</p> <p>④ 利子配当について課税される。</p>

【それ以外の法人】

メリット	デメリット
<p>① 残余財産を社員、設立者に帰属することも可能</p> <p>② 役員構成に制限がない</p>	<p>① 会費収入や寄付金、補助金、利子配当なども課税対象</p>

10 対馬市外郭団体経営検討委員会設置要綱

対馬市外郭団体経営検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 外郭団体の見直しに関する指針に基づき、当該外郭団体の見直しに関する事項を検討するため、対馬市外郭団体経営検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所管事務)

第2条 委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 外郭団体の統廃合に関すること。
- (2) 外郭団体の経営見直しに関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員長は、齋藤副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、大浦副市長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 地域再生推進本部長
 - (2) 観光物産推進本部長
 - (3) 総務企画部長
 - (4) 福祉保健部長
 - (5) 農林水産部長
 - (6) その他委員長が指名する者
- 5 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げないものとする。
- 6 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

- 第4条 委員長は、委員会を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理する。
 - 3 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて、関係事案の関係者の出席を求めることができる。

(報酬等)

第6条 委員が会議に出席したときは、対馬市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年対馬市条例第42号)を準用して、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、地域再生推進本部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

11 デューデリジェンス(Due Diligence)

「Due（当然の）」と「Diligence（不断の努力）」を組み合わせた法律用語。
企業が投資等を行う際に、適正な投資であるか、投資をする価値があるのかを判断するため、事前に詳細な調査を行うことを指して使われている。

12 ガバナンス(Governance)

統治の意。
新公益法人制度においては、最低限必要な各種機関の設置を含む内部統治（ガバナンス）に関する事項が法律で定められている。

13 第三セクター等改革推進債

■ 地方交付税法等の一部を改正する法律（地方財政法の一部改正）（平成21年4月1日施行）
第三セクター等抜本的な改革に必要な経費の財源に充てる地方債の特例規定

《ポイント》

1.対象経費

第三セクター等の整理又は再生に伴い負担の必要がある以下の経費

●第三セクター

地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等（破産、民事再生等）を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（※）

●土地開発公社及び地方道路公社

土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（※）

●公営企業

公営企業の廃止を行う場合に必要となる経費（地方債の繰上償還費等）

※ 第三セクター、公社については地方公共団体からの短期貸付金の整理に要する経費を含む。

2.対象期間

平成21年度～平成25年度

3.発行手続

議会の議決

総務大臣又は都道府県知事の許可

14 第三セクター等の抜本的改革等に関する指針

■ 平成21年6月23日 総務省通知

平成21年4月1日に、地方公共団体財政健全化法が全面施行されたことに伴い示された指針

《抜粋》

地方公共団体財政健全化法が平成21年度から全面施行されたことにかんがみ、同年度から5年間で、基本的に全ての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

15 TMO

Town Management Organization（タウン・マネジメント・オーガナイズーション）の略。
中心市街地における商業の活性化をマネジメント（運営・管理）する機関。
関連法令：中心市街地活性化法

16 特例民法法人

■ 新法施行日以後、移行するまでの間における現行公益法人の法律上の名称
新公益法人制度において、従来の公益法人は平成20年12月1日時点で、自動的に「特例民法法人」となる。法施行後、移行期間の5年間に一般社団法人または一般財団法人へ移行する認可申請をするか、公益社団法人または公益財団法人へ移行する認定申請をしなければならない。期限までにいずれの申請も行わなかった場合や申請を行ったが認められなかった場合は、その社団法人・財団法人は平成25年11月末日に解散したとみなされる。

17 合併消滅特例民法法人

合併により消滅する特例民法法人

18 合併存続特例民法法人

合併により存続する特例民法法人

19 参 考

- 平成15年12月 ■第三セクターに関する指針の改定について（総務省通知）…平成21年6月廃止
第三セクターについて、その運営改善に積極的に取り組むこと
指定管理者制度の活用 **5**
必要に応じて、事業の見直し、廃止、民間譲渡、完全民営化等 など
- 平成16年12月 ■今後の行政改革の方針（閣議決定）
公益法人制度の抜本的な改革
第三セクターの抜本的な見直し など
- 平成17年 3月 ■地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（総務省通知）
行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表
第三セクターの抜本的な見直し など
- 平成18年 6月 ■簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 施行
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の基本方針等を定める。
- 平成18年 6月 ■競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 施行
公共サービスに関し、民間が担うことができるものは民間に委ねる。
- 平成18年 8月 ■地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（総務省通知）
第三セクター等の人件費の見直し
- 平成19年 6月 ■「地域力再生機構（仮称）」研究会最終報告
第三セクターに関する指針を補完する位置づけで、総務省においてガイドラインを策定、通知すること など
- 平成19年10月 ■第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（中間まとめ）
（債務調整等に関する調査研究会）
「経営検討委員会（仮称）」を設置し、評価検討を行うこと
改革プラン（仮称）を策定すること
- 平成20年 4月 ■地方公共団体に財政の健全化に関する法律 施行 **6**
（地方公共団体財政健全化法）
- 平成20年 6月 ■経済財政改革の基本方針2008（閣議決定） **7**
- 平成20年 6月 ■第三セクター等の改革について【ガイドライン】（総務省通知） **8**
- 平成20年12月 ■公益法人制度改革関連三法 施行 **9**
- 平成20年12月 ■第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書
（債務調整等に関する調査研究会）
著しく経営が悪化した第三セクター等について、責任の明確化と処理の方策等のあり方に関する課題の整理、改革推進の検討を実施、報告 など
- 平成21年 4月 ■地方交付税法等の一部を改正する法律 施行 **13**
第三セクター等改革推進債の創設
- 平成21年 6月 ■第三セクター等の抜本的改革の推進等について（総務省通知） **14**